



BORGWARNER

BorgWarner

サプライヤーマ ニュアル

Rev. Date: 2025 年 5 月 1 日

この文章を印刷された場合、非管理版になります。

目次

BorgWarner 企業理念

1	ビジョン、ミッションと信条	6
1.1	ビジョン	6
1.2	ミッション	6
1.3	当社の価値観: BorgWarner の信条	6
2	品質基本方針	7
3	目標と適用範囲	8
4	サプライヤー行動規範	10
4.1	インクルージョン。個人の尊重	10
4.2	誠実さ。真実を大切にすること	11
4.3	エクセレンス。結果にこだわる	13
4.4	責任。私たちのコミットメント	14
4.5	コラボレーション。信頼関係の構築	15
4.6	遵守	15
4.7	サプライチェーンにおけるデューデリジェンス (サプライチェーン法)	16
5	サプライヤーマニュアルへのアクセス/責任事項	16
5.1	サプライヤーコミュニケーション/アクセス	16
5.2	BorgWarner の責任事項	16
5.3	サプライヤーの責任事項	17
5.4	改訂	17

BorgWarner/サプライヤー製品/取引手順

6	取引に関する要望	17
6.1	購買プロセス	17
6.2	継続的改善	19
6.3	少数民族企業調達計画 (アメリカ合衆国のみ)	19
6.4	サービスパーツ規定	20
6.5	取引条件	20
6.6	保証	20
6.7	請求処理	21
6.8	広報・広告活動	21
6.9	不測事態対応計画	21

7	工具と計測器に関する方針	21
7.1	一般	21
7.2	定義	22
7.3	見積りと設計	22
7.4	請求処理	24
7.5	工具の識別表示と所有権	24
8	試作品	25
8.1	一般	25
8.2	出荷に関する要件	25
8.3	納入工場により指示される梱包の識別表示	26
8.4	試作品工具	26
9	品質要件	26
9.1	一般	26
9.2	サプライヤー評価	27
9.3	製品品質事前計画 (APQP)	28
9.4	量産前工程監査 (We Are Ready Process Audit)	29
9.5	量産工程承認プロセス (PPAP)	30
9.6	先行量産品および初期流動管理 (EPC)	32
9.7	工程能力検証	34
9.8	購入品に関するクレーム (CPM)	35
9.9	サプライヤーへの費用請求	40
9.10	トレーサビリティ要件	41
9.11	組み込みソフトウェア要件	41
9.12	製品安全性要件	41
9.12.1	製品機能安全性要件	42
9.13	製品サイバーセキュリティ要件	43
9.14	情報保護	43
9.14.1	情報セキュリティインシデント報告	44
9.15	清浄度要件	44
10	品質システムの基礎 - OBSOLETE	44
11	サプライヤー変更管理	45
11.1	一般	45
11.2	暫定変更	45

11.3	恒久変更	45
11.4	レビュープロセス	46
12	材料／納入に関する要望	47
12.1	納入に関する要望	47
12.2	荷姿/梱包	48
12.3	ラベリングと識別表示	49
12.4	輸送とサプライチェーンにおけるセキュリティー保証	49
12.5	指定運送業者	52

実績および評価方法について

13	サプライヤー実績評価指標	53
13.1	一般	53
13.2	品質実績	53
13.3	納入実績	55
13.4	コスト低減実績	56
13.5	サステナビリティ実績	57
13.6	リリース実績	58
13.7	サプライヤーバランススコアカード	59
13.8	サプライヤー評価システム	59
13.9	スコアカード評価の色分け	60
14	プロセス監査—ポスト SOP	60
14.1	適合性検証	60
14.2	監査人のアクセス	60
15	新規取引留保プロセス	61
15.1	新規取引留保 (NBH)	61
16	サプライヤーミーティング/サミット	62
17	記録保管	62
18	電子機器サプライヤーの追加要件	63
18.1	スコープ	63
18.2	部品の条件	63
18.3	仕上がり基準	63
18.4	プリント基板 (プリント配線基板)	63
18.5	トレーサビリティ	64
18.6	代替部品の使用	64

18.7	部品の代替供給元	65
18.8	部品の保管寿命	65
18.9	取り扱いと ESD 保護	65
18.10	CBA ツールの条件	65
18.11	製品寿命中のソフトウェアに関する義務	65
19	サプライヤーマニュアル改訂履歴	68
付録:	69
A-1	頭字語&省略語	69
A-2	フォーム	70

BorgWarner 企業理念

1 ビジョン、ミッションと信条

1.1 ビジョン

クリーンで、エネルギー効率的な世界。

1.2 ミッション

私たちは、革新的で持続可能なモビリティソリューションを自動車市場に提供します。

1.3 当社の価値観: BorgWarner の信条

インクルージョン (個人の尊重)

- 私たちは、相互尊重を信じています。
- 私たちは、自由に自分らしさを発揮できる安全な環境を作ります。
- 私たちは、人、アイデア、経験の多様性を大切にします。

誠実さ (真実を大切にすること)

- 私たちは、透明性と信憑性を信じています。
- たとえそれが容易なことでも、正しいことを行い、言います。
- 私たちは、約束したことを実現するために、お互いを信頼します。

エクセレンス (結果にこだわる)

- 私たちは、優れた結果を得るための方法が必ずあると信じています。
- 私たちは、知識を求め、情報を共有することで、自らの成長に貢献します。
- 私たちは、高い目標を設定し、その達成に責任を持ちます。

責任 (私たちのコミットメント)

- 安全は最優先事項です。
- 私たちは地域社会と地球環境に配慮しています。
- 私たちは才能とリソースを通じて有意義な影響を与えます。

コラボレーション (信頼関係の構築)

- 私たちは、チームワークがハイパフォーマンスをもたらすと信じています。
- 私たちは国境を越えて協力し合います。
- 私たちは、1つの BorgWarner です。

2 品質基本方針

品質向上に向けた経営と従業員の貢献は、ビジネスの成功そして顧客満足のキーとなります。BorgWarner では、適切で信頼できる製品を作ることをお約束します。品質、コスト、そして信頼性の観点から、私たちのビジネスを継続的に改善していきます。お客様の期待に沿う、またはそれ以上の製品とサービスを提供し続け、ご要求を先取りすることにより、お客様にご満足いただきます。

BorgWarner は、地域社会を通して優れた評価を達成、維持するよう努めています。そのために、当社は、あらゆるものの品質に尽くすことを全サプライヤー、全従業員の最優先事項としています。私たちは、継続的に更新するかぎり、成功がもたらされると確信しています。品質は、私たちのプロダクトリーダーシップ文化のまさに中心になるものです。それ故、BorgWarner 全従業員は、以下のことをお約束します：

顧客満足、

品質の高い製品、

継続的改善

3 目標と適用範囲

以下にガイドラインを提示する前に、各サプライヤーが、当社の目標、使用される手順、全サプライヤーに対する要望を、完全に理解して頂いた上で参加決定をしている事を確認するために、このプログラムを運用している一般原則を提示します。

目標

このマニュアルの目的は、**BorgWarner** のサプライヤーとその従業員に当社の取引、品質、納入、技術およびビジネス目標に関するガイダンスを提供することにあります。

製品品質改善の要求は、当社の事業分野が直面する第一の課題として広く知られています。**BorgWarner** は、創業以来最高品質にふさわしい製品を作ることに専心してきました。当社の基本方針は、不具合流出0を目標にして顧客要求に沿うよう、それを超えるようにすることです。

このマニュアルでは、この品質的アプローチのシステムと手順を詳細に述べています。そして、それは、不良防止、継続的改善の基礎になります。**BorgWarner** では、このアプローチを確実に実践しており、サプライヤーにも同様の実施を期待します。**BorgWarner** のサプライ・ベースが、当社と同様のエクセレンスに対する情熱を育み、このマニュアルに示された共通の目標に向けて取り組む意欲を示すことが重要です。このことを念頭に、**BorgWarner** では、**BorgWarner** の全拠点に適用される共通のサプライヤーマニュアルを作成し、以下の点について支援しています:

- **BorgWarner** の期待、目標、供給されるパーツの品質保証のための最低限の要求項目をサプライヤーに伝達すること。
- チームワークと強調の精神の中、アイデアや情報、諸問題の通知について、サプライヤー、**BorgWarner** ならびにその顧客間でのオープンで自由なコミュニケーションを推奨すること。
- 包括的なプランを作成することにより、効果的なプランニングとコミュニケーションに基づく、**BorgWarner** とサプライヤー双方のスムーズなスタートアップとランプアップを確実にすること。
- 品質保証の手順とドキュメントを定義すること。サプライヤーは **IATF 16949** の取得に向けて、**ISO 9001** に基づく効果的な品質システムの適用を確保しなければいけません。

スコープ

このサプライヤーマニュアルは、**BorgWarner** 製造施設に製品を供給する全ての生産資材サプライヤーとサービス部品サプライヤーに適用されます。これらの手順は、その他のパーツ、マテリアルやサービス（消耗工具、消耗品、間接材料、資本設備や非生産サービス）に適用されることもあります。ツールや消耗品への適用については、購買プロセスで記述されます。

責任項目

- 全ての生産資材サプライヤーは、契約書およびこの書類に記述されている要件項目に確実に沿う、包括的な品質システムを維持しなければいけません。このマニュアルでは、**BorgWarner** が最低限期待しているもの、ならびに **BorgWarner** が各サプライヤーの能力と実績を評価するにあたり使用するプロセスについて、説明されています。**BorgWarner** は、少なくとも **ISO 9001** を取得し、**IATF 16949** の登録を達成しようとしているサプライヤーを求めています。**BorgWarner** は、サプライヤーがこの要件をそれぞれの下請け業者にも連鎖的に適用することを期待しています。
- サプライヤーは、自社の **QMS** 登録ステータスに変更が生じた場合、**BorgWarner** 調達ポータルで認証情報を更新するとともに、**BorgWarner** の工場品質担当者に連絡することにより、**BorgWarner** に通知しなければなりません。そのような変更には、以下のものが含まれますが、それらに限定されません: 初期認証、再認証、新しい認証機関への認証の移行、認証の撤回、または代替なしでの認証の取り消し。
- 組織は該当するすべての法令や規制要件、および特殊な製品およびプロセスの特徴をサプライヤーに伝え、さらにサプライヤーに対してすべての該当する要件をサプライチェーンの製造現場まで伝えるように求めるべきです。
- また、**BorgWarner** は、**ISO 14001** またはそれに準ずる登録された環境マネジメントシステムを取得しているサプライヤーを求めています。
- 全ての生産資材サプライヤーとサービス部品サプライヤーは、その他のお客様が品質および/または納入に関してサプライヤーが特別なステータスを受ける場合、**BorgWarner** に通知する必要があります。供給に関する問題や活動分野により、ステータスはコントロール SHIPPING、顧客シャットダウンとなる場合があります。
- **BorgWarner** は、品質、納期、保証、承認されていない場合の変更、カスタマーサービスなど（ただし、これらに限定されません）に関する許容できない実績について、サプライヤーの登録機関に問い合わせを行う権利を留保します。
- 該当する場合、**BorgWarner** は、レビューおよび実施が必要となる追加の要件（機能的または非機能的要件）をサプライヤーに送付します。これらの要件は、**BorgWarner** の顧客から伝達されたものであり、**AIAG** および **IATF** 規格に準拠した **CSR**（顧客固有要件）とみなされます。
- **BorgWarner** またはその担当者は、合理的な時間に、このマニュアルおよび **BorgWarner** とサプライヤーとの契約に基づくサプライヤーの義務に関連する記録、文書、およびプロセスを監査、検査、およびレビューする権利を有します。この監査権の対象には、品質管理手順、および適用される法律および規制の遵守状況が含まれますが、これらに限定されません。

4 サプライヤー行動規範

BorgWarner の信条は、事業を一顧客、従業員、サプライヤーや地域社会とともに運営していく過程で、従業員のガイドの役割を果たしています。この信条は、私たちの文化に深く根付くものであり、また、あらゆるサプライヤーと事業を行う場合の期待と、事業運営標準の枠組みの役割も果たしています。さらに、これらのコミットメントは、サプライチェーン・デューデリジェンス法を遵守しています。これらの標準の遵守は、全世界における当社の購入契約に必須の要素であり、下請け業者にも適用されます。また、当社のサプライヤーには、このサプライヤー行動規範に記載されているものと同様の期待を自社のサプライヤーに伝達することが期待されています。

サプライヤーは、サプライチェーンにおけるサステナビリティリスクおよび管理について学ぶために、利用可能なリソースを活用することが推奨されます。AIAG は、サプライチェーンのサステナビリティに関する e ラーニングを無料で提供しており、以下のリンクからアクセスできます:

<https://www.aiag.org/store/training/details?CourseCode=ELSCS>

4.1 インクルージョン。個人の尊重

私たちは、寛容で、親切で、適時な情報交換を期待しています。BorgWarner のサプライヤーは、積極的で多様性に富み、公平で、国籍、民族的出身、人種、皮膚の色、社会的出身、健康状態、性的指向、宗教、性別、年齢、政治的意見、障害を含むハラスメントや差別を黙認しない職場環境の構築を促進するものとしします。

基本労働条件の指針

BorgWarner は、適用法の下で適切でかつ BorgWarner の信条に適合した労働条件を提供するために、方針および慣行を策定することをサプライヤーおよびサブサプライヤーに求めます。また、サプライヤーには、国際労働機関 (ILO) の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」および「ビジネスと人権に関する国連指導原則」の遵守を求めます。これには、以下のものが含まれます:

- 児童就労の禁止
- 政府協賛の研修または実習プログラムの一環である場合を除き、サプライヤーが 15 歳未満のいかなる者を雇用することを禁じます。
- 強制労働および体罰の禁止
- サプライヤーが、その種類を問わず強制による労働力を利用することを禁止し、加えて、体罰や体罰の脅迫を含む身体的虐待の慣行を禁じます。
- 結末の自由
- サプライヤーには、現地の法律に従い、労働者が自ら選択した団体を設立・加入する権利、および団体交渉を行う権利を尊重することを求めます。このような合法的な団体に加入・不加入に関わらず、法的に保護された権利を行使することを理由に、労働者が罰則を受けたり、差別やハラスメントを受けたりしてはなりません。労働条件に関して、管理者と従業員の間で報復、脅迫または嫌がらせを恐れることなく開かれたコミュニケーションを図るよう推進します。

- 報酬
- サプライヤーは、その従業員が、最低賃金、残業時間、および法的に認められた手当に関して、競争力がありかつ適用法令に沿った報酬および便益を受けられるよう求められます。サプライヤーの従業員に支払われる報酬は、少なくとも公正で生活賃金の最低基準を満たさなければなりません。
- 倫理的採用活動
- サプライヤーは、人権を尊重し、公正かつ透明な方法で、合法的に労働者を雇用することを求められます。サプライヤーは、潜在的な労働者に業務内容について誤解を与えたり、騙したり、労働者に採用費用の支払いを求めたり、労働者のパスポートやその他の政府発行の身分証明書を没収、破棄、隠匿、またはそれらへのアクセスを拒否してはなりません。労働者には、労働者の権利と責任を真実かつ明確な方法で記載した、労働者が理解できる言語による書面による申し出を提供すべきです。
- 労働時間

サプライヤーは、労働時間規制に関する適用法に遵守することが求められます。
- 雇用機会均等
- サプライヤーは、雇用機会均等を促進するという書面による方針と、苦情への対処に関する正式かつ独立した手順を整備することが求められます。また、サプライヤーは、雇用における機会均等を提供し、同一労働同一賃金を約束することが求められます。
- 健康および安全
- サプライヤーは、あらゆる種類の職場において、すべての従業員のために安全かつ健康的な労働環境を推進することが求められるほか、これらの継続的改善に対する取り組みが求められます。サプライヤーはまた、適切な個人用保護具（PPE）を提供し、緊急事態への備えと対応計画を整えるべきです。事件・事故の可能性を最小限に抑えるために、危険・リスク分析システムを実施する必要があります。サプライヤーが労働者に居住施設を提供する場合、清潔で安全な居住施設を提供する必要があります。サプライヤーはまた、一企業の拡大サプライチェーンの一部として、請負業者の健康と安全を適切に管理する必要があります。
- 民間または公的な治安部隊の使用
- 企業側の訓練や管理不足により、治安部隊の派遣が人権侵害につながる可能性がある場合、サプライヤーは、事業保護のために民間または公的な治安部隊に委託したり、利用してはなりません。

4.2 誠実さ。真実を大切にすること

私たち BorgWarner は、私たちのすべての言動において妥協のない倫理基準を求めます。また、サプライヤーにも同じことを求めます。当社の方針では、贈答品、サービス、または受領者の適切な判断に影響を及ぼす可能性のある、または第三者がその判断に影響を及ぼすと合理的に認識する可能性のある価値のあるも

の受領を禁止しています。ビジネスまたは特別な対価を得ることを目的とした金銭、財産、またはサービスの支払いは禁止されています。BorgWarner の社員が、個人的な使用のためにサプライヤーから贈答品や接待の機会を求めた場合、その要請は拒否されるものとします。BorgWarner では、従業員が個人的な使用のために BorgWarner のサプライヤーから物品またはサービスを購入することを、たとえ従業員が費用を負担していたとしてもお勧めしません。

- BorgWarner は、文化によっては、ビジネス上の贈答品や接待がビジネス関係の発展の重要な一部と見なされることを認識しています。どのような贈答品や接待も、それが BorgWarner の最善の利益となり、BorgWarner の方針および法律と一致し、現地の慣習に従っていることを確認するために評価されなければなりません
- いかなる倫理的ガイドラインのリストも、完全であるとは考えられません。本方針の適用を受ける者は、合法的であれば倫理的であるとの誤解を避けなければなりません。適切な行動には、適切な判断力、公正さ、高い水準が反映されていなければなりません。

贈収賄防止（米国海外腐敗行為防止法および 2010 年英国贈収賄防止法）、汚職防止

BorgWarner は、いかなる状況においても贈収賄、汚職、またはマネーロンダリングを容認しません。贈収賄には、ビジネス上の意思決定に不適切な影響を与えるための、価値あるものの申し出、供与、授与、要求が含まれ、金銭、ギフトカード、旅行、雇用（インターンシップを含む）、接待、慈善寄付など、さまざまな形態があります。政府職員または公務員を含む誰に対しても、直接または第三者を通じて賄賂を贈ることは禁止されています。BorgWarner はまた、（ビザの取得や税関での物品の通関など）非裁量的で日常的な政府の手続きやサービスを迅速化することを目的とした少額の支払い、つまり、円滑化のための支払いも禁止しています。BorgWarner、その従業員、およびサプライヤーは、現地の贈収賄防止法、汚職防止法、およびマネーロンダリング防止法の対象となります。賄賂またはその他の不適切な支払いが行われたと思われる場合は、直ちに BorgWarner のコンプライアンス・オフィスに連絡してください。

会社の資金、財産、またはその他の資源を違法または不適切な目的に使用することは禁止されています。汚職防止法は、企業が所定の会計基準および内部統制基準を満たすことを義務付け、特定の種類の支払いや慣行に対して、企業と個人の両方に厳しい罰則を科します。

贈収賄防止デューディリジェンス

BorgWarner の代理として政府関係者と直接接触を取るすべてのサプライヤー（直接資材、間接資材、サービスプロバイダー企業または個人）は、（好ましくはビジネス受注前に）贈収賄防止デューディリジェンス質問票への記入が必要となります。質問票は、BorgWarner のウェブページのサプライヤーセクション（<https://www.borgwarner.com/suppliers>）から入手することができます。

利益相反

利益相反は、個人または企業（民間または公営）が、個人的または企業的な利益のために、自分または自分自身の職務上または公的な能力を何らかの形で利用する立場にある場合に発生します。BorgWarner は、サプライヤーが、その従業員

に対し、利益相反が認識される、または実際に存在する状況を確実に回避し、開示し、また、個人的な関係や意見から生じる好意に惑わされることなく、確かなビジネス判断に基づいた意思決定を行うことを求めます。

公正競争および独占禁止

BorgWarner は、サプライヤーに公正な競争および独占禁止基準の遵守を求めます。これには、違法に競争を制限する商慣行、不適切な競争情報の交換、価格操作、入札談合、または不適切な市場配分などの回避が含まれますが、これらに限定されません。

財務責任（正確な記録）および情報開示

BorgWarner は、サプライヤーが透明性のある方法で事業取引を行い、企業の財務報告書および提出書類に正確に反映させることを求めます。財務責任とは、財務会計、品質報告書、時間記録、経費報告書、および適切な場合には顧客または規制当局への提出物を含みますが、これらに限定されないビジネス文書を正確に記録、維持、報告する企業の責任を指します。帳簿および記録は、適用される法律および一般に認められた会計原則に従って維持されることが求められます。

BorgWarner は、サプライヤーが適用される規制および一般的な業界慣行に従って、財務および非財務情報を開示することを求めます。

4.3 エクセレンス。結果にこだわる

BorgWarner は、お客様にサービスを提供し、技術を進歩させ、当社に投資してくださるすべての方々に報いるリーダーでありたいと考えています。競争力を高めるため、BorgWarner は、サプライヤーが自社の業績を常に向上させ、あらゆるビジネス上の課題と機会に切迫感を持って取り組むことを求めています。

データ保護およびデータ・セキュリティ

BorgWarner は、サプライヤーが、従業員、顧客、サプライヤー、または求職者のいずれかに関わらず、個人の個人データを保護する強固なデータプライバシーおよびセキュリティ基準を導入することを求めます。サプライヤーは、個人データの収集、保持、使用、流布、およびその他の処理に関して、プライバシーおよび人権を尊重する必要があります。

知的財産

「知的財産」には、発明、特許、企業秘密、「ノウハウ」、商標、ロゴ、および著作権が含まれます。サプライヤーは、機密技術やノウハウ（例：著作権、商標権、デザイン、特許など）の不当な移転を避けるため、商業上合理的な慣行を用いる必要があります。また、当社の知的財産だけでなく、当社の（OEM）顧客やサブ・サプライヤーの知的財産を特定、保護、防御するために入念に取り組む必要があります。

偽造部品

BorgWarner は、サプライヤーが、納品製品に偽造品や材料が混入するリスクを最小限に抑え、製品設計プロセスにおいて関連する技術規制を遵守するために、その製品・サービスに適した方法およびプロセスを開発、実施、維持することを求めます。

輸出規制および経済制裁

サプライヤーは、制裁、輸出規制、ボイコット、関税など、国際貿易の遂行に適用されるすべての法律と規制を遵守しなければなりません。サプライヤーは、適用されるすべての関連国の輸出管理および経済制裁の法律と規制の遵守を確実にするために、適切な方針と手順を持つ必要があります。サプライヤーが国境を越えた製品またはサービスの販売、マーケティング、流通、輸送、または技術移転に関与する場合、サプライヤーは、その取引に制限された個人、企業、国、または地域が関与していないこと、および製品に輸出許可またはその他の承認が必要ないことを確認する必要があります。

4.4 責任。私たちのコミットメント

私たちは良き企業市民であることを約束します。サプライヤーは、適用される雇用、環境、健康、安全に関するすべての法律と規制を遵守しなければなりません。

少数民族および先住民族の権利

BorgWarner は、サプライヤーが、地域コミュニティの適正な生活条件への権利、教育、雇用、社会活動への権利、および彼らが住む土地に影響を与える開発に対する自由意思に基づく事前かつ十分な情報に基づく同意（FPIC）の権利を尊重し、特に社会的弱者の存在に配慮することを求めます。

土地、森林、および水資源に関する権利と強制退去

サプライヤーには、土地、森林、水資源の取得、開発、その他の利用において、強制退去や土地、森林、水資源の剥奪を回避することを求めます。

環境に配慮した製品およびプロセス

BorgWarner は、サプライヤーが責任を持って社会と次世代のために環境を保護することを求めます。サプライヤーは、エネルギーおよび排出削減の取り組み、監視、報告など、責任ある持続可能な環境慣行を用いて、資源を効率的に節約、リサイクル、再利用するよう努める必要があります。サプライヤーは、水の消費を最小限に抑え、効果的に水を再利用し、廃水排出の責任ある処理によって水を再利用し、雨水流出に起因する洪水による潜在的な影響を、適用される法律の定めに従い、防ぐ必要があります。

当社の製品と工程が最大限の利益をもたらし、環境へのダメージを最小限に抑えることを保証するため、BorgWarner のサプライヤーには次のことを求めます。

- 燃費向上と排出ガス削減に貢献する製品の開発および提供
- 製品やプロセスのライフサイクル全体における環境への影響の評価および最小化
- 廃棄物の発生の最小化
- リサイクル素材や再生可能素材の使用など、環境に優しい素材への転換の主導
- 水などの資源の効率的な利用の最大化

- 温室効果ガスを削減し、脱炭素化を目指すため、再生可能なエネルギー源やより低負荷の資源からのエネルギー調達
- 事業によって影響を受ける生態系、特に生物多様性の主要地域を保護し、国際的な生物多様性規制に従った森林伐採の回避
- 土壌の質を維持するため、土壌浸食、栄養劣化、地盤沈下、汚染に対する事業の影響の監視および管理
- 産業プロセスからの騒音排出を最小限に抑え、周辺地域や環境への悪影響を軽減
- 国際獣疫事務局（OIE）が正式に定めた5つの動物の自由を尊重し、動物福祉を妨げない
- 事業を展開する地域において、環境リーダーシップに努め、サプライチェーン・デューデリジェンス法で定められた環境関連の義務の遂行

空気の質

サプライヤーは、適用される法律に従い、大気汚染の原因となる排出物を定期的に監視、開示し、適切に管理、最小化し、可能な限り排除するものとします。サプライヤーは、施設における汚染源の累積的な影響を評価し、それに応じて汚染レベルを軽減する必要があります。

責任ある化学物質管理

サプライヤーは、規制遵守を確実にするため、製造工程および最終製品における規制物質の使用を特定し、最小限に抑え、または排除する必要があります。また、サプライヤーは、製造工程および最終製品における制限物質の使用を認識し、製品および環境スチュワードシップを維持するために、適切な代替物質を積極的に調査する必要があります。

原材料および鉱物の責任ある調達

サプライヤーは管理システムを有し、製品に使用される原材料や鉱物の責任ある調達を約束し、サプライチェーンのトレーサビリティと透明性を推進する必要があります。

4.5 コラボレーション。信頼関係の構築

目標と価値観を共有することが、ビジネス関係の成功につながります。当社は、現状に挑戦し、BorgWarnerの製品リーダーシップ・モデルを支援する差別化技術を奨励します。当社は、すべてのサプライヤーとの関係を、当社の企業を拡大し、事業を成長させる機会として捉えています。当社に提供される情報は正確でなければならず、要求された場合には、指定された機密情報として扱われます。

4.6 遵守

当社は、サプライヤー行動規範の遵守を確保するため、サプライヤーの協力を求めます。BorgWarnerは、当社のサプライチェーン全体を通して、サプライヤーが上記の行動規範に従った方針を採用し、実施することを求めます。

BorgWarnerは、これらの基準に従い事業を行う組織を特定し、その組織と取引を行うよう努めるものとします。

サプライヤーは、懸念なく報告することができる場合、このサプライヤーに関する既知の違反または報告された違反について、BorgWarner の担当者に報告することが期待されます。当社では、誠実な報告を行ったサプライヤーに対する報復行為を禁止しています。

報告は、BorgWarner のコンプライアンス・オフィスに電話 (+1 248.754.0656) または E メール (Complianceoffice@BorgWarner.com) で行うこともできます。または、米国内外から、1-800-461-9330 に電話、<http://www.convercent.com/report> にアクセスしてお住まいの国のフリーダイヤル番号を検索、お住まいの場所とダイヤル先に固有の適切な国コードを使用し+1-720-514- 4400 にコレクトコール、もしくは compliancehotline.BorgWarner.com から独立した機関に報告することもできます。

4.7 サプライチェーンにおけるデューデリジェンス（サプライチェーン法）

BorgWarner では、直接のサプライチェーン内のサプライヤーに対して、適用される人権および環境関連のデューデリジェンス義務を遵守することを求めます。直接のサプライヤーは、そのサブサプライヤーがサプライチェーン・デューデリジェンス法の要件を遵守して行動することに責任を負います。

BorgWarner は、リスク管理システムを導入しており、自社の事業分野だけでなく、直接材および間接材を供給するサプライヤーやその他のベンダーに対しても、人権や環境に関連するトピックについて起こりうる悪影響を特定するために、定期的なリスク分析を行っています。リスクが特定された場合、予防措置と是正措置が講じられます。

サプライヤーは、定義されたリスクカテゴリーに基づき、「評価質問票」に記入する必要があります。質問票は BorgWarner から提供されます。サプライチェーン・デューデリジェンス法に関する詳細は、<https://www.borgwarner.com/suppliers> で確認いただけます。

5 サプライヤーマニュアルへのアクセス/責任事項

5.1 サプライヤーコミュニケーション/アクセス

BorgWarner では、社外のコミュニケーション用にサプライヤーエクストラネットを立ち上げています。このサイトは **ExtralCE** と呼ばれ、こちらからアクセスできます (<https://extraice.BorgWarner.com>)。

サプライヤーマニュアル、フォーム、スコアカード、トレーニングなどサプライヤー特定の情報が、GSM サプライヤーウェブサイトのヘッダータブからご覧いただけます。

5.2 BorgWarner の責任事項

- 最新版の BorgWarner サプライヤーマニュアルの利用方法を提供すること。
- 必要に応じサプライヤーマニュアルを更新し、ExtralCE (<https://extraice.BorgWarner.com>) を通じサプライヤーに通知すること。

5.3 サプライヤーの責任事項

- BorgWarner サプライヤーマニュアルの最新版を確実に使用すること。
- 直接資材のサプライヤーは、ExtraICE 上にあるサプライヤーマニュアルのトレーニングを必ず修了しなければいけません。
- BorgWarner サプライヤーマニュアルの管理版の置かれている場所について、自社の担当者にトレーニングすること。
- サプライヤーは、BorgWarner がサプライヤーの正しい連絡先を保持していることを確実にし、変更が生じた際は必ず通知すること。
- サプライヤーは、最新かつ有効期限内の品質システム認証が適切な BorgWarner のシステムにアップロードされていることを確認すること。
- サプライヤーは、BorgWarner の第一言語である英語でコミュニケーションを取れるようにすること。
- サプライヤーは、BorgWarner の事業、知的財産、製品機能に直接的または間接的に影響する可能性があるか、または BorgWarner に製品またはサービスを供給するサプライヤーの事業および能力を危険にさらす可能性のあるセキュリティ侵害について、BorgWarner に連絡および報告すること。報告方法については、セクション 9 を参照してください。
- BorgWarner から依頼または要求があった場合、サステナビリティに関する情報を BorgWarner または指定された第三者企業に提供すること。参加の水準または参加しなかったことは、調達において積極的に考慮され、サプライヤーのスコアカードに反映されます。

5.4 改訂

サプライヤーは、管理版ではない BorgWarner サプライヤーマニュアルを絶対に使用してはなりません。サプライヤーは、常に管理版を参照し、サプライヤーマニュアルの更新状況について確認する責任を負います。

BorgWarner/サプライヤー製品/取引手順

6 取引に関する要望

6.1 購買プロセス

サプライヤー同意書（秘密保持契約）

- 特別な取り決めがない限り、サプライヤーは見積りの依頼を受ける前に、守秘義務と情報開示に関するサプライヤー契約に署名をして（例：秘密保持契約）、BorgWarner のサプライヤー担当者に返送しなければいけません。
- サプライヤーは要求のあった他の全ての契約書に署名をして返送しなければいけません。

見積り依頼

- マニュアルでの見積り依頼
 - 候補となるサプライヤーは、見積り依頼への参加が連絡されます。サプライヤーは、詳細な原価明細を含んだ見積り依頼用のフォームを使うように要請されます。BorgWarner のフォームを使用しなかった場合は、見積り回答なしと判断される場合があります。（より詳しい情報は、各地の BorgWarner サプライヤー担当者に確認してください。）
- 電子見積り依頼（eRFQ）
 - 候補となるサプライヤーは、電子見積り依頼（eRFQ）への参加が連絡される場合があります。サプライヤーは、新規ビジネスの見積りを提出する場合、eRFQ システムを使って、要求された全ての書類（詳細な原価明細を含む）を完成させる必要があります。このシステムを使用しなかった場合は、見積り回答なしと判断される場合があります。

サプライヤー選択条件

- 下記の基準が新規ビジネスの受注に使われます。
 - サプライヤーの環境管理、品質、納入、リリース管理、原価低減における実績（参照：サプライヤーバランススコアカードならびに企業認証済取引先リスト（EASL）の項）
 - サプライヤー統合リスク評価
 - サプライヤーのトータルコスト競争力、継続的改善への取り組み
 - サプライヤーの技術能力と BorgWarner プログラムへの開発支援、新製品リリース管理の実績
 - サプライヤーの全般的な財務状況
 - サプライヤーの BorgWarner 購買注文取引条件に対する確認と了承
 - SAQ 評価、CRMT/ERMTM2030、CBAM などのサステナビリティデータの提供またはその他のサステナビリティ要件への準拠
 - その他、客先の方針や各地での要件
 - 本サプライヤーマニュアルの 9.1 に記載されている要件を満たすこと

適用される法律、特に米国海外腐敗行為防止法、2010 年英国贈収賄防止法、サプライチェーン・デューデリジェンス法に基づく要件を満たすこと

原価明細分析

サプライヤーは、要求があった場合、詳細で正確な原価情報を適切なフォームで提供しなければいけません。

購入注文

BorgWarner 購入注文の取引条件の詳細を参照してください。

購入許可

BorgWarner のグローバルまたはローカルサプライヤーマネジメントチームおよび/または二次購買組織の従業員のみが、サプライヤーに対してコミットメントを行う権限を有します。このコミットメントには、認定の購入注文フォームを使用することとします。これは直接、間接的なサービスおよび試作品の購入のほか、工具、資本、設計、および開発に適用されます。工具の購入注文を担う適切な購入担当者が、工具の購入注文について、これらの要件を確認するものとします。

6.2 継続的改善

一般

原価低減に関する継続的改善は、サプライヤーにとって、長期にわたって BorgWarner とのビジネスで成功を収める一つの要素となっています。競争力を維持するために、BorgWarner とサプライヤーは、製品の無駄の排除と原価低減の効果的な方法を見つけることが必要であると認識しなければいけません。

期待一年次改善要因

- BorgWarner は、全てのサプライヤーに前年比での原価低減を期待しています。私たちは、これを全てのビジネスで年次改善要因（AIF）のフォームに、直接的に反映できることを期待しています。原価低減目標は、BorgWarner グローバルサプライヤーマネジメントからサプライヤーに通知されます。
- 全てのサプライヤーは、サプライヤーの事業や BorgWarner に供給している製品の全体の原価構造について、継続的に審査し最適化するように求められます。これには、工程改善、サイクルタイム削減、スクラップ削減、金型/工具取付け時間削減、設計改善、販売と一般管理費（SG&A）削減、固定および変動工場間接費削減、輸送費削減等が含まれます。サプライヤー提案の設計や工程変更の適切な見直しや評価を明確にするために、サプライヤーは、全ての設計と工程変更申請において、BorgWarner の変更管理要件に従わなければいけません。

6.3 少数民族企業調達計画（アメリカ合衆国のみ）

期待

- アメリカ合衆国に所在する一部の顧客は、少数民族企業調達に関する情報の追跡を当社に要求する場合があります。このような場合、サプライヤーには、正式な少数民族企業（MBE）開発計画の策定が期待される場合があります。この期待の下、サプライヤーには、承認された少数民族企業から、原料やサービスを含めて、最低限 5% の調達に努めることが期待されます。
- 少数民族企業として承認されるには、次の条件を満足させなければいけません。
 - 事業の少なくとも 51% がアメリカ合衆国における少数民族により所有され、および経営されていること。

- 少数民族のオーナーが、日常業務の管理に積極的に関与していること。
- オーナーは、次の少数民族グループに属していること。
 - アフリカ系アメリカ人、アジア系アメリカ人、アメリカ先住民、アジア太平洋系アメリカ人、ヒスパニック系アメリカ人、アメリカンエスキモー、アメリカンアレウト族
- 事業が、アメリカ合衆国、州、もしくは各地の少数民族事業開発評議会に承認されていること。

MBE 経費データの報告

- 顧客から要求された場合、サプライヤーは、少数民族企業からの購入を文書化し、四半期ごとに BorgWarner 指定のコーディネーターに購入実績を報告するものとします。サプライヤーは、その報告を、各四半期終了後の翌月 10 日までに、BorgWarner の受入工場指定のフォームを使用して提出する必要があります。この期待に添わない場合、サプライヤーの見積りまたは新規取引の引き受け能力を評価する際に考慮される場合があります。

6.4 サービスパーツ規定

期間

BorgWarner による特別の記載がある場合を除いて、サプライヤーは、該当製品の生産終了から最低限 15 年間、サービスパーツの供給義務を負います。

価格

サービスパーツは、BorgWarner の顧客の生産終了後最低限 5 年間、生産価格にて提供されなければいけません。いかなる場合であっても、交換部品が競争力のない価格や、サプライヤーの同業顧客よりも高い価格で BorgWarner に提供されることがあってはいけません。

6.5 取引条件

サプライヤーは、BorgWarner の購入注文に含まれる取引条件と同様、BorgWarner サプライヤーマニュアルを遵守しなければいけません。サプライヤーは、その解釈について、BorgWarner のサプライヤー担当に相談するものとします。

6.6 保証

サプライヤーは、注文書の取引条件や個別の契約に記載されている保証要求内容を受け入れるものとします。加えて、サプライヤーは、すべての保証費用に責任を負うものとします。

サプライヤーは、BorgWarner から依頼された場合、または BorgWarner がその顧客からサブティア・サプライヤーに故障解析を実施させるよう依頼された場合、保証返品に関する故障解析の支援、または故障解析調査の主導に責任を負うものとします。

6.7 請求処理

サプライヤーは、製品やサービスの納入先である BorgWarner の工場（BorgWarner 受入工場）に、請求方法について問い合わせるものとします。

6.8 広報・広告活動

販売者は、BorgWarner 営業部の書面による事前承諾がない限り、いかなる方法においても、購入者または購入者の顧客との関係を宣伝または発表したり、取引の受注について言及したり、プレスリリース、広告または販売促進資料に購入者またはその関連企業の商標または商号を使用してはなりません。上記のトピックに関する許可の要請は、mediacontact@borgwarner.comまでご連絡ください。検討のため、求める許可の詳細な概要と、BorgWarner の購買担当者名を明記してください。

6.9 不測事態対応計画

サプライヤーは停電や断水、労働力の不足、主要設備の障害、IT/サイバーセキュリティに関する問題、梱包および物流の障害、現場からの返品などの緊急事態に備えて、BorgWarner および IATF 16949 の要件を満たす不測事態対応計画を策定する必要があります。

サプライヤーの不測事態対応計画は、品質の高い製品の生産を再開するための予防措置、即時対応、回復ステップ、およびタイミングを定義するものとします。サプライヤーには、不測事態対応計画が開始された場合、現地の BorgWarner 工場担当者に連絡することが期待されます。

不測事態対応計画には、少なくとも以下が含まれます。

- 定義された役割と責任
- 対応組織と連絡先
- 初期対応
- エスカレーション手順
- コミュニケーションプラン
- リカバリープラン

7 工具と計測器に関する方針

7.1 一般

BorgWarner は、契約に基づいて同意された場合、特別工具、金型、治具、付属工具、鋳型、インサート、成形金型、パターン、計測機、試験設備等に注文書を発行します。

BorgWarner は、BorgWarner が所有する工具等を即座に引き上げる権利を留保します。

下記の場合に、サプライヤーは、書面による許可を事前に BorgWarner から受け取る必要があります。

- 工具等の移動、廃棄
- 工具等の能力変更
- サービス部品工具の廃却

BorgWarner の工具を使用して生産された製品を、他の顧客へ販売することを禁止します。

BorgWarner が所有する全ての特別工具には、識別表示をする必要があります（下記特別工具の内容を参照）。

サプライヤーは、規定通りに全ての法的安全要件を遵守する責任を負います。

サプライヤーは、サプライヤーの外注先が、上記指針を守るように責任を負います。

7.2 定義

特別工具

以下は、通常 BorgWarner が、工具または計測機を特別工具と考えるかどうかについて考慮する一般的なガイドライン（全てを含むものではありません）です。

- 特別に BorgWarner 向けに設計された部品、製品で、他の用途にはほとんど、または全く使われないもの。
- 寿命や価値が、それらが生産または計測する部品の生産期間または耐用年数に限定されるもの。
- それが計測または生産する部品に直接影響があるもの。部品専用のゲージ、金型、付属工具、歯切工具、ブローチ、鋳型、治具等が含まれる。
- 通常、配置換えが可能なもの。
- 機械のボルスタープレート、または設備の一部（金型、溶接治具、予備板、自動搬送装置を含む）にある部品であり、かつ一般設備の部品でないもの。
- 工具を稼働させるために必要な、独自のコンピューターソフトウェアは工具の一部と見なされ、BorgWarner の所有物とする。

計測システム

- 付属部品、工具、試験設備等、部品や工程を計測するために必要なもの。
- 計測システムは、一般的な用途で多目的に使用されることが多い。

部品

あらゆる購入部品もしくは生産部品、更なる生産、再販のための組立品。

7.3 見積りと設計

工具見積り

BorgWarner による特別の規定がない場合、この項の内容は、BorgWarner への工具見積りの一部として考慮する必要があります。

- 工具見積りは、費用の詳細、付属部品、金型、ゲージ、また工具設計（例：キャビティ数、材料等）費用についても含めていなければいけません。
- 工具の能力は、明確に見積り上に定義しなくてははいけません。
 - 能力は、**BorgWarner** による特別の取り決めがない場合、週 5 日の 3 交替制で計算されます。
- 工具寿命は、見積り上に明確に定義しなくてははいけません。
- キャビティの交換は、見積り上に明確に定義しなければいけません。これは部品の単価またはキャビティ交換コストとして提示してください。
- 見積りには、リードタイムの概要を規定しなければいけません。リードタイムには、設計、製作、テスト、**PPAP** 申請と承認を含みます。

サプライヤーの責任事項

- サプライヤーは、量産状態の工具の維持、修理、改造と更新を **BorgWarner** に対して無償で行う責任があります。また、書面による別段の同意が無い場合は、**BorgWarner** は、工具に対して定義された工具寿命の間の修理、改造、更新された工具の全ての権利、所有権を留保するものとしします。
- サプライヤーは、**BorgWarner** から書面にて指示があった場合、工具を無償にて廃却する責任を負います。
- サプライヤーは、工具についての詳細な保守記録を保持します。また、サプライヤーは、要求があった場合、それらの記録を **BorgWarner** に提供します。
- サプライヤーは、部品品質や生産能力に影響が出る前に修理、交換、および保守を特定し、問題を是正するために（それらがサプライヤーの責任で行われるかどうかにかかわらず）、工具の寿命と性能を監視するものとしします。これには、特定の部品特性に沿った寸法確認も含まれます。サプライヤーは、**BorgWarner** の要求に応じて、このデータを提供することに合意します。
- サプライヤーは、定期的に工具の寿命を監視し、工具の更新が必要になる前に、**BorgWarner** のサプライヤー担当に連絡するものとしします。
- サプライヤーは、工具の修理・更新期間の前および期間中、十分な量の部品在庫を確保し、**BorgWarner** の生産をサポートするものとしします。

工具設計

- 工具の設計をサプライヤーが行う場合は、**BorgWarner** に設計および関連する全ての図面と仕様を、電子データと書面の両方で提供しなければなりません。サプライヤーは **BorgWarner** の要求に基づき、全ての現存する工具についてコピー図面を提供します。
- **BorgWarner** との特別の書面による取り決めがある場合を除いて、全ての設計は、メートル法に基づくものとしします。

量産工具での試作

サプライヤーは、量産工具での試作数量を見積りに反映させなければなりません。

計測システム

- BorgWarner は、全ての計測器が、AIAG（Automotive Industry Action Group / 全米自動車産業協会）の計測システム分析に基づいて校正されていることを期待します。
- BorgWarner との特別の書面による取り決めがある場合を除いて、全てのゲージは、メートル法で計測しなければいけません。
- ゲージの許容誤差は SAE/DIN/ISO 標準により定められなければいけません。
- サプライヤーは、計測システムの完全性を維持し、必要な間隔でゲージの繰返し性および再現性（R&R）を提供することが期待されます。

7.4 請求処理

請求額

サプライヤーの請求書には、BorgWarner が所有する工具に関する支出（詳細な原価明細を含む）を記載する必要があります。加えて、請求書には、その工具が使用される国、州または県、市、町による正確な場所を示さなければいけません。工具に関するサプライヤーの請求書には、工具の注文金額、または実際の費用の安いほうを反映させます。いかなる不一致も BorgWarner 担当者へ報告してください。計測システムの設定に関する請求書には、各装置の詳細な説明を記載してください。注：サプライヤーは、BorgWarner が所有する工具の写真を、全ての工具の請求書とともに提供してください。

支払い承認

BorgWarner は、PPAP（Production Part Approval Process / 量産工程承認プロセス）およびその他の全ての該当顧客要求（工具監査に関して）が満たされ、統計的調査が承認され、全ての写真が受領された時点、または別途 BorgWarner と合意した時点で、工具および計測装置の支払いを承認します。

売買支払確認証書

サプライヤーは、全ての BorgWarner の工具および計測器について、支払いと所有権を確認する売買支払確認証書（領収書）を発行します。

7.5 工具の識別表示と所有権

- BorgWarner が直接的または間接的にサプライヤーに対して支給する全ての工具および材料、または BorgWarner がサプライヤーから購入またはサプライヤーに代金の一部または全額を支払う全ての工具および材料（総称して「BorgWarner の財産」）は、BorgWarner の財産に留まり、サプライヤーは寄託を受けてこれを保管するものとします。サプライヤーは、BorgWarner が連邦政府、州、または地方当局に BorgWarner の財産に関

する権原および利益を登録するために、BorgWarner によって合理的に必要とみなされる全ての文書に署名するか、または BorgWarner がサプライヤーに代わって署名することを認めるものとします。サプライヤーは、BorgWarner の財産を販売、貸与、賃貸、抵当設定、質入、リース、移転、またはその他の方法で処分してはいけません。さらに、サプライヤーは、BorgWarner の財産に対する所有権またはその他の権益を主張するために、サプライヤーを通じて権益を請求するいかなる人物も擁護または許容しないものとします。

- サプライヤーは、適切と考えられる工具、または、専用の計測装置と関連する材料に、「BorgWarner の所有」と判るように明確に表示をするかタグを付けます。
- 場合によっては、サプライヤーは指示に従って、補注として、「(OEM) の所有」と工具に表示やタグ付けをすることが要求されます。
- サプライヤーは、工具を使用して生産される部品の部品番号を、工具に恒久的に表示するものとします。
- 工具への直接的な表示が現実的ではない場合、識別表示を作って、識別表示に対応する部品番号を定義し、対応記録を保守します。この記録は、プログラムの期間中保持するものとします。
- PPAP の前に、工具や計測装置を構成している各種構成部品の各詳細記述、専用に設計された工具を使用する装備のサイズや種類、費用の証明、完成体の工具と計測装置の写真証明を、「サプライヤー工具データ」シート GSM-F026 を使用して、適切な購買担当者に提出するものとします。顧客の具体的な要求に応じて、追加情報が必要になる可能性があります。
- 工具や計測装置は、破損や故障を避ける方法で、保管と取扱いされなければいけません。
- 他に BorgWarner との書面による承認がない場合、サプライヤーのロゴや特定の表示を工具や金型につけること、結果として最終部品にそれらが残ることは禁じられています。

8 試作品

8.1 一般

ほとんどのプログラムでは、設計構想の検証のために試作品が必要です。下記に記載する要求は試作品を受注する全てのサプライヤーに適用されます。

8.2 出荷に関する要件

次の内容は個別の試作品出荷に対して要求される場合があります。具体的な詳細は、購入地域別に定義されます。ガイドラインとして、購買地域によっては、試作品サンプル提出フォーム (GSM-F017) を使い必要情報を提出しなければならない場合があります。

- 試作品提出保証
- BorgWarner 図面 :

- 注文書と一緒に支給された BorgWarner 承認済みの図面コピーの添付。
- 図面に事前に BorgWarner により番号付けがされていない場合は、寸法報告と一致する番号付け。
- 必要に応じ、全ての印刷寸法に対する 100%の寸法検査（参考寸法ならびに基本寸法は除く）
 - サンプルは全て要件と一致させること。
 - 部品番号と設計変更レベルを図面に記載すること。設計変更レベルがない場合は「なし」と記載すること。
 - 検査方法（CMM、ノギス、ハイトゲージ等）。
 - 全ての寸法は、図面の仕様か、BorgWarner が添付した署名つき書面による特採仕様に一致すること。部品出荷の前に、BorgWarner からその特採の承認を得ていること。
 - 寸法仕様外れは、明確に表示すること。推奨方法は、その寸法に「添付特採参照」と記入して蛍光ペンをつけることです。
 - その他特別な要求、詳細または特採は備考欄に記載すること。
- 要求に応じて工程能力調査を実施すること。
- 要求に応じて材料証明書を提出すること。
- 要求に応じてゲージ分析を実施すること。
- 試作品の出荷には、材料試験結果、事前の故障モード影響解析（FMEA）、コントロールプラン（QC 工程表）またはその他 BorgWarner の責任者が適切と指定したものの提出が必要な場合があります。

8.3 納入工場により指示される梱包の識別表示

8.4 試作品工具

BorgWarner の責任者による別段の指定がない場合、サプライヤーは、試作品工具を工場に保管します。BorgWarner が費用を支払った全ての試作品工具は、BorgWarner の財産であり、適宜に識別されます。サプライヤーは、BorgWarner の要求に応じて、そのような工具を供給します。

9 品質要件

9.1 一般

品質マネジメントシステム

全てのサプライヤーは、このセクションで定義される BorgWarner の品質要件に従わなければいけません。サプライヤーは、自社製品の品質に関して全責任を負うこととします。

不具合流出 0 を徹底するには、効果的な品質マネジメントシステムが、導入されていなければいけません。サプライヤーおよびその下請け業者は、ISO 9001

に記述される要件項目を満たしていなければならない、IATF 16949 規格および全ての AIAG、VDA 参考ドキュメントへの対応が必要です。参考ドキュメントには、下記のものが含まれています。PPAP（量産工程承認プロセス）、FMEA（故障モード影響解析）、APQP（製品品質事前計画）、MSA（計測システム分析）および SPC（統計的プロセス管理）。

サプライヤーは、下請け業者の最新の認証をファイルに保持し、要求に応じて BorgWarner に提出する必要があります。これらの要件は、BorgWarner による書面での同意、または、顧客による BorgWarner への書面承認がない限り必須とします。BorgWarner は、年次サプライヤー監査プロセスを通じ、第三者認証を発行する場合があります。

サプライヤーは、また、下請け業者の PPAP が承認され、評価、レビューの管理システムが確立していることを保証する責任があります。これらの記録は、要請に応じ、BorgWarner の検証のために提供されなければいけません。

工場固有の要件

サプライヤーは、このセクションで定義されている品質要望事項に従うことに加えて、該当する場合、特定の BorgWarner 所在地、または、顧客による追加の要件に従わなければいけません。

承認されたサプライヤーの状態

現在、直接または間接的に BorgWarner に資材を供給しているすべてのサプライヤーは、承認されたサプライヤーとします。承認されたサプライヤーのリストは、BorgWarner の事業部門または特定の BorgWarner の工場が維持管理するものとします。承認されたサプライヤーは現在当社が取引を行っている事業体ですが、新規受注の場合には承認を受けていない場合があります。

9.2 サプライヤー評価

新規サプライヤー

BorgWarner サプライヤー担当者により、BorgWarner サプライヤーマニュアルへのアクセスが与えられます。また、BorgWarner サプライヤー調査票（GSM-F001）ならびにテクニカルサイト評価フォーム（GSM-F002）への記入が求められる場合があります。この評価は、品質システムと財務リスク評価を含みます。BorgWarner は、また、サプライヤーの品質システム評価をオンサイトにて行う場合があります。これらが完了後、調査票が提出された後、BorgWarner は、サプライヤー候補が要件に見合う品質システム、技術のコアとなる力量、プログラムマネジメントならびに財務安定性を備えているかを判断し、新規に取引するか決定します。地域または顧客固有の要件が適用される場合があります。この場合、BorgWarner はビジネス受注前に追加で調査を行う権利を有します（例：適切な VDA 監査など）。

既存サプライヤー

安全・規制要件を含むリスク分析、サプライヤースコアカードの評価、QMS 認証レベルに基づき、BorgWarner は、VDA 6.3 プロセス監査フォームまたはテクニカルサイト評価フォーム（GSM-F002）を使用した現場での評価を実施する場

合があります。完了後、BorgWarner は、既存のサプライヤーが要件に沿った品質システム、技術のコアとなる力量ならびに財務安定性を備えているか判断し、追加の取引をするか、決定します。

9.3 製品品質事前計画 (APQP)

一般

BorgWarner は、全てのサプライヤーに対し、APQP プロセスの策定と管理を要求します。BorgWarner 担当者は、APQP キックオフミーティングの際、サプライヤーと共に品質計画プロセスを開始する場合があります。サプライヤーにはその後、BorgWarner eAPQP システムを利用して、部門間協力チームを形成し製品品質プランニングプロセスを管理する義務があります。

BorgWarner はサプライヤーに試作品/先行量産品、PPAP、製品要件等を供給するとともに、eAPQP システムまたはフォームに納期として明記された日付を通知します。サプライヤーはこのシステム内で製品の品質計画時系列を最新の状態に維持する責任を負います。サプライヤーは十分な頻度、またはプログラムの実施全体に影響を与える変更があった時点で、システム内の予定完成日付を更新するものとします。他の詳細情報は別途サプライヤー eAPQP ガイドに記載するとともに、BorgWarner のサプライヤーエクストラネット

(<https://extraice.BorgWarner.com/Suppliers>) から閲覧できます。

サプライヤーは、下請け業者に対し APQP を要請し、その記録を BorgWarner のレビュー用に提供しなければいけません。

オフツールサンプル (OTS)

オフツールサンプル (OTS) は、バリデーション、顧客のプリプロダクションビルド、マシンランオフなどのために、PPAP 承認前に必要となる場合があります。これらの構築のための文書は、APQP プロセスの一部として提出する必要があります。

BorgWarner が別途指示しない限り、サプライヤーは以下の OTS の特性および情報に準拠するものとします。

- 意図された連続生産ツールからの部品
- すべての寸法仕様は、図面要件に 100% 従っている必要があります
- 印刷仕様に従った原材料
- 部品を製造するためのパラメータを文書化し、要求に応じて BorgWarner に提供する必要があります
- 指定された特性に関する 30 ピースの能力報告書
- BorgWarner の APQP 責任者によって確認された、完全な寸法レイアウトを完成させる要件

APQP フェーズで伝達される工場固有または顧客固有の追加要件がある場合があります。

APQP ステータス

BorgWarner の業務発注後、フェーズ 5 のゲートレビューに至るまで、サプライヤーは適切な頻度で、プログラムの必要期日に合わせ、eAPQP システムを維持する必要があります。

APQP レビューミーティング

発注後、BorgWarner 担当者は、サプライヤーと協力してサプライヤーの生産工場を訪問する計画を立てることができます。これは、BorgWarner、および場合によってはその顧客が、サプライヤーの APQP プロセスと量産準備状況をレビューおよび評価できるようにするためです。

9.4 量産前工程監査 (We Are Ready Process Audit)

一般

BorgWarner は、サプライヤーの生産準備状況の検証のために、SOP 前（量産前）にフォーム（GSM-F004）に基づく量産前工程監査をお願いすることがあります。このフォームの記入要領はフォームファイルの「指示」タブを参照ください。

We Are Ready イベントの順序

- BorgWarner は、We Are Ready (WAR) の実施レベルを判断します。
- サプライヤーは、要求された場合、WAR 自主監査を行い、記入済みのフォームと補足文書を提出してください。
- 正式な WAR プレゼンテーションミーティング/監査が、BorgWarner により要請されることがあります。
- BorgWarner とサプライヤーは、必要が生じた場合、是正措置プランに同意します。全ての一時的ならびに恒久的是正措置は、量産開始以前に行わなければいけません。（全ての黄色の項目は、終了していなければならず、サプライヤー We Are Ready カバーシートに赤の X が残ってはいけません）。

サプライヤーの責任事項

- We Are Ready チェックシートフォームへの記入。
 - すべての設備と工程は、必要生産能力が検証され、見積りに示された最大生産量をクリアしなければいけません。設備と治工具はデバッグが行われ、社内の検証が完了していることが必要です。
 - オペレーターやサポート担当者は、現在の/最新の管理プラン、機器ならびに計器の仕様に関するトレーニングを受けていなければいけません。
 - プロセス性能、作業指示ならびにゲージ R&R 評価が完了され、書面化されていなければいけません。該当する場合、これにはバイアス、安定性および線形性を含める必要があります。また、すべてのサブサプライヤーについてもこれを確認する必要があります。

- マテリアルハンドリングシステム、梱包、ルートは、定まっていなければいけません。
- 稼働率要件の達成。サプライヤーの作業スケジュールは、BorgWarner の週あたりの数量要件を満たすものとし、BorgWarner の書面による別段の合意がない限り、週 5 日を超えないものとします。
- WAR カバーシートへの記入。

BorgWarner の責任事項

- BorgWarner 担当者が、オンサイトでの監査を実施するかどうかを決定すること。
- サプライヤーの製造プロセスに精通すること。
- カバーシート、チェックシート、稼働率など、サプライヤーにより入力された WAR 自主監査をレビューすること。
- 正しく評価されていないものが全くないことを確認すること。
- 必要に応じ、Run-At-Rate を実施すること。

ドキュメント

WAR 工程監査達成のため、多数の書類が完成されなければならない可能性があります。以下は完全なリストではありません。ただし、要求される可能性があるデータのタイプを代表するものです。PFMEA、ゲージ R&R、工程能力調査、トレーニングプラン、顧客最重要特性の認識、作業指示書、工程内搬送、環境に関する考慮、荷姿など。

9.5 量産工程承認プロセス (PPAP)

一般

サプライヤーは、AIAG 製造部品承認プロセスリファレンスマニュアル、VDA スタンドアード、ISO9001 ならびに IATF 16949、および本サプライヤーマニュアルに記述される全ての要件項目の最新版に従わなければいけません。追加で、特定の顧客指定の要件項目も適用される場合があります。

PPAP 提出要件

BorgWarner による書面での適応外指定がない限り、全てのサプライヤーの PPAP 提出は、記入済みのサプライヤー PPAP チェックリスト (GSM-F005 または事業部門固有要件) が含まれなくてはなりません。PPAP チェックリストは、全ての PPAP 書類が記入済みであるか確認するものです。

サプライヤーによる BorgWarner への PPAP 提出に先立ち、サプライヤーは、全てのサブサプライヤーの PPAP を承認しなければいけません。BorgWarner による書面での適応外指定がない限り、サプライヤーはサブサプライヤーマトリクス (GSM-F027) を記入して PPAP と共に提出しなければなりません。

IMDS、CAMDS および CCC 認証要件

- International Material Data System (IMDS)
 - サプライヤーは、International Material Data System (IMDS)で規定された要件に準拠して、電子形式で材料データを提供する必要があります。この要件に関する詳細と更なる情報については、<http://www.mdssystem.com> を参照してください。サプライヤーはまた、自社製品およびサプライチェーンの製品に関するすべての IMDS に該当する材料データを時間どおりに提供する責任があります。
- China Automotive Material Data System (CAMDS)
 - China Automotive Material Data System (CAMDS) は、「自動車製品のリサイクルと再利用に関するポリシー」を実施するための製品データ管理プラットフォームであり、中国自動車材料の回収率と使用禁止/使用制限物質の認証を行い、回収率を向上させます。したがって、中国市場で使用するために BorgWarner に出荷される製品は、この要件を満たす必要がある場合があります。詳細については、次の Web サイトを参照してください：
http://www.camds.org/camds_en。
- 中国強制認証 (CCC 認証)
 - 一般に CCC マークとして知られている中国強制認証マークは、中国市場で販売されている多くの製品の強制安全マークです。2002 年 5 月 1 日発効されました。本認証は、中国の 2 つの古い強制検査システムである「CCIB」（1989 年に導入され、47 の製品カテゴリの製品に必要な安全マーク）および「CCEE」（「万里の長城」マークとしても知られ、7 つの製品カテゴリの電気製品が対象）を統合したものです。
 - 中国で使用する製品を製造する BorgWarner サプライヤーおよび外部プロバイダーは、この規制への準拠を要求される場合があります。外部プロバイダーは、次のインターネットサイトでこの要件に関する情報を入手できます：<http://www.cqc.com.cn>。

提出物の判定と通知

- サプライヤーの PPAP 提出による判定結果は、3 つあります。
 - 承認製品は、量産開始に向けて完全に承認されます。正規の出荷、引渡し要件については、BorgWarner の資材管理により指定されます。
 - 暫定承認製品は、限定された期間あるいは限定された数量にて条件付きで承認されます。注：この場合、購入品に関するクレーム (CPM) がサプライヤー宛てに発行される場合があります。
 - 不承認製品は、量産のために使われない場合があります。工具の購入費用は支払われません。注：この場合、CPM がサプライヤー宛てに発行される場合があります。

- BorgWarner は、サプライヤーに対し、PPAP 提出が承認されたかあるいは不承認かを書面で通知します。通知文書の形式は、副署済みの部品提出保証書 (PSW) となります。
- 場合によっては、PPAP 承認には、サプライヤー通知に先立ち、妥当性確認試験ならびに BorgWarner の顧客による署名承認が必要となります。

暫定承認

- サプライヤーは、完全な PPAP 承認を得ることができない場合、電子サプライヤー変更要請 (eSCR) を提出しなければいけません。この理由としては以下のことが含まれる可能性があります。但し、それだけに限定されません。
 - 規格外
 - PPAP 提出要件項目が未達成
- 暫定承認が与えられた場合、暫定承認有効期限の前、改訂された PSW が、該当する PPAP 書類と共に提出されなければいけません。eSCR が暫時 PPAP と共に提出される場合、双方の有効期限終了日が同日となっていなければいけません。

PPAP 要件項目の免除

上記に記述された要件項目の変更を要求する場合は、サプライヤーは該当する BorgWarner 担当者による書面での承認を得なければいけません。

定期的な再認定

PPAP 書類が現行工程と工程能力に合致していることを維持するため、サプライヤーは年間レイアウトプラン、または BorgWarner の受入工場が必要とみなす内容に同意するものとします。サプライヤーは適切な再認定書類を、BorgWarner の要求に応じて提出または検討に供することができるようにしておく必要があります。

サプライヤーは、年次再認定書類をサブサプライヤーから入手して、BorgWarner の要求に応じて提出または検討に供する必要があります。

出荷およびラベリング指示

該当する BorgWarner 担当者による指示がない限り、サプライヤーは、出荷ラベルの下およびコンテナの 3 側面に、「PPAP SAMPLE PARTS」のラベルを貼付しなければいけません。また量産部品出荷とは別に出荷しなければいけません。詳細については、BorgWarner サイトの特定の要件を参照してください。

9.6 先行量産品および初期流動管理 (EPC)

一般

別途指示がない場合、この要件は、すべてのサプライヤーに適用されます。これは、PPAP が要求されるすべての先行量産および量産要件、および、年次シャットダウンやモデルイヤー変更などに際し、BorgWarner の工場に多大なリスクをもたらす部品に関して BorgWarner が義務付けた場合に適用されます。

定義と目的

EPC の目的とは

- 不具合の検知能力をあげ、BorgWarner のリスクを軽減させ、サプライヤーを保護すること。
- 生産開始時のサプライヤーの工程管理を文書化することにより、顧客の製造施設ではなく、サプライヤーの工場内で品質問題がすばやく認識され、是正されるようにすること。
- サプライヤーの経営上層部による関与と可視性を高めること。

EPC で必要とされる量産前後のコントロールプランは、サプライヤーの生産コントロールプランより強化されたものとなります。この EPC プランの実行により、品質信頼レベルを BorgWarner の期待に応える水準に高めることができます。この EPC プランは、立ち上げ時に例外的に行われるものです。EPC プランは、生産コントロールプランの検証にも役立ちます。EPC プランでは、部品の全ての既知の重要条件ならびに PPAP（量産工程承認プロセス）において、特定された潜在的懸念事項を考慮に入れる必要があります。EPC は、クライスラー、フォード、GM 製品品質事前計画（APQP）ならびにコントロールプランリファレンスマニュアルのセクション 3.7 に記述されている量産前コントロールプランへつなぐために使われます。

APQP キックオフミーティングの際、サプライヤーは、EPC コミットメントフォーム（GSM-F018）に記入および署名します。

サプライヤーの責任事項

以下の要素を含む EPC プロセスの確立。

- EPC プロセスにおける責任者の特定
- 追加管理項目、検査ならびに製造工程（段取り、機械装置、工具、ツール、オペレーター、材料/部品、予防保全、空調）から構成される EPC プランの展開。追加管理項目は以下のことを含みます。
 - 通常の製造工程とは別途の、オフラインで独立したチェック
 - 受入れ、工程ならびに/または検査工程のサンプルサイズ/頻度の増加
 - サブサプライヤーの EPC プランの管理、必要に応じてのサポート/監査
 - ラベルの検証回数の増加
 - ポカヨケの検証回数の増加
 - 経営上層部の関与と可視性を高めること。経営内部監査の増加を含む。
 - BorgWarner またはサプライヤーにより指定されるその他の項目
 - 不適合が発見された場合の、管理ならびに是正措置の迅速な実施。

- IATF 16949 付録 A に記載されている、APQP ならびにコントロールプランリファレンスマニュアル中に記述されるコントロールプランフォーマットを使用した EPC プランの書面化（該当する場合、機能テストとポカヨケを含む）。EPC プランの作成と書面化は、APQP 中に行うことが求められます。EPC プランは、生産コントロールプラン（生産工程管理表）に代わるものではありませんが、生産コントロールプラン（生産工程管理表）の上位に位置づけされ、コントロールプランを実証するために使われます。
- EPC 要件項目の遵守を示すため、サプライヤーは、各出荷ラベルにサプライヤーと BorgWarner 間の同意にしたがった特殊記号を付けるものとします。

BorgWarner の責任事項

- EPC の数量/期間は、BorgWarner の顧客要件に基づいてサプライヤーと合意の上、決定されます。
- EPC プランのレビューと承認を行い、サプライヤーに承認の連絡をすること。

解除基準

合意した品質と期間が達成され、サプライヤー側と BorgWarner 側で不一致のないことが確認された場合、サプライヤーは、EPC を自ら終了することができます。自己終了基準を満たしているものの、EPC が不適合を確認する為に継続となる場合、工程管理と工程能力が有効であることが証明され、生産コントロールプランが BorgWarner の要件を満たすことが検証されるまで、EPC 計画は継続されなければいけません。

不適合品の出荷が招く結果

- EPC の実施の失敗は、コントロール SHIPPING という結果を招く場合があります。
- 指定された EPC の期間中、または、いかなる時においても、不具合品の出荷は、コントロール SHIPPING という結果を招く場合があります。

9.7 工程能力検証

部品/工程の品質特性

顧客特別要件に加えて、重要度の高い特性については、部品の品質を確保するために管理レベルを上げることが要求されます。これらの特性は、重要特性、高リスクな特性、メジャー特性などとして、BorgWarner が指定します。

BorgWarner 担当者は、これらの特別要件または品質特性を、直接に連絡、仕様書または図面で明確にします。

部品/プロセス特性の管理

サプライヤーは、指示された部品/プロセス仕様の管理状態を維持改善するため、統計手法を使用するよう求められます。

サプライヤーは、指定された全ての特性の統計的データを維持し、要請に応じて BorgWarner に提供しなければいけません。サプライヤーは、また、要請に応じ定期的にそのデータを BorgWarner に提出することが求められます。

別途 BorgWarner による指示がない限り、必要とされる工程能力目標 (Cpk) が未達成の場合、サプライヤーは、BorgWarner への不具合流出を防止するため、100%検査方法を記述した管理プランおよび工程能力を改善する是正措置プランを提出しなければいけません。

BorgWarner 担当者により追加の要件が指定されることがあります。

特殊行程要件

- BorgWarner は特殊行程を行うサプライヤーに対して、AIAG、CQI、VDA 6.3 などの文書化した証明を BorgWarner およびその顧客向けに作成することを求める場合があります。この規格の目的は、特殊行程管理の開発により、持続的な改善、欠陥の予防およびサプライチェーンにおける変動や無駄の削減を行うことにあります。サプライヤーに対して年次の自己評価を行うように求める場合があります。BorgWarner は自社でサイト評価を行う権利を留保します。すべての特殊工程について、サプライヤーは、要請があればできるだけ早く、現在の CQI 評価を BorgWarner と共有する必要があります。
- 熱処理プロセスは機能するために常に重要であり、サプライヤーの製造プロセスの中核をなすものです。熱処理プロセスの逸脱は、製品の品質と信頼性に大きな影響を与えます。BorgWarner は、サプライヤーまたは下請け業者での熱処理プロセスの承認に特に重点を置いています。
BorgWarner 製品が生産されるすべての熱処理作業は、自動車規格 (例：AIAG CQI-9) に従い、図面仕様書に記載されている BorgWarner エンジニアリングおよび品質規格に準拠する必要があります。BorgWarner の熱処理担当者は、サプライヤーおよび/または下請け業者の熱処理監査の実施を要求することがあります。熱処理プロセスは、常に部品固有および炉固有のものをリリースする必要があります。

9.8 購入品に関するクレーム (CPM)

一般

CPM は、BorgWarner 工場が品質問題が疑われる材料を受け取った場合に最もよく使用されます。CPM は、不適合性能に関連する問題解決プロセスを文書化するためにも使用されます。特に、納品、保証、PPAP 能力、カスタマーサービス、および変更管理に関連する場合に使用されます。

BorgWarner は、不適合品が発見された時点でただちにサプライヤーに通知します。BorgWarner がサプライヤーから不適合品を受け取ったことを検証した時点で、BorgWarner は、購入品に関するクレーム (CPM) をサプライヤー向けに発行します。

可能な場合、デジタル写真などの不適合品の証拠が提供されます。要請に応じ、不具合のサンプルがサプライヤーに送付される場合があります。

BorgWarner は、サプライヤーに対して、不適合品の処分および/または使用、不適切な PPAP の提出の有無に関わらず、CPM を発行します。BorgWarner は、合意された期間内に不具合処置対応が取られ、選別結果の送付を受けた場合は、不適合品数のみを不具合流出として、百万分の 1 の単位 (PPM) で算出します。サプライヤーが以下の要件を満たす場合、BorgWarner は CPM を発行せず、不具合部品はサプライヤーの PPM 数に入れられません。

- 部品出荷の前に「図面規格外」を扱うために、電子サプライヤー変更要請 (eSCR) または、同等の承認を要請し承認を得ていること。特採要請ガイドラインについては、サプライヤー変更管理の章を参照ください。
- 潜在的品質懸念事項について、BorgWarner により指摘される前に BorgWarner へ通知し、疑わしい資材を取除き/選別し、「確認済み」の資材と取替えていること。

不具合処置対応

BorgWarner から CPM を受け取った時点で、サプライヤーは、直ちに BorgWarner 施設、輸送中、倉庫、サプライヤーの製造工場などにある製品の 100% 選別を行わなければいけません。そして、十分な検証済み在庫品を提供することにより、BorgWarner の組立工場に支障が出ないように徹底しなければいけません。材料には、特定の不具合について認定済みであることを示すラベルを付けなければなりません。BorgWarner 施設では、不具合処置対応期間中または別途指示があるまで、全出荷物に CPM 番号の記載を要求する場合があります。不具合に対する恒久的な是正措置の実施および検証が完了するまで、不具合処置対応を継続しなければなりません (BorgWarner が書面で別途合意した場合を除く)。この合意は通常 (常にではありませんが)、BorgWarner の受入工場との間で行われます。

- 供給状況の継続状態により、以下のことが起こる場合があります。
 - BorgWarner の在庫が大の場合 - サプライヤーは、製品返却または BorgWarner 施設での選別のどちらか一方を選択することが出来ます。
 - BorgWarner の在庫が小の場合 - サプライヤーは、BorgWarner 施設で不具合製品の選別を行わなければいけません。
 - 緊急時 (ライン停止の可能性がある) - BorgWarner は、適切な処置をとり、それに必要な費用は全てサプライヤーの責任とします。
 - 注 : BorgWarner 製造施設の幾つかにおいては、購入品の現場での選別を禁じています。サプライヤーは、BorgWarner からの不適合品の輸送の手配、製品の取り出し、再梱包、正確な数字を表示した新しい梱包札、必要に応じた新規バーコードの表示の手配、ならびに検証済み在庫の BorgWarner への輸送の手配をしなければいけません。
- BorgWarner は、サプライヤーが返却費用負担の上での製品返却を承認するように、サプライヤーに連絡します。
- BorgWarner は、サプライヤーが外部に依頼し選別することについて、管理しません。外部業者についてはサプライヤーに責任があり、

BorgWarner と外部業者との間の部品輸送の手配は、サプライヤーがしなければいけません。サプライヤーは、また、選別された部品の品質の検証およびモニタリングに対し責任を負うものとします。

- サプライヤーへ返却された不具合部品で、手直しされ BorgWarner へ戻された部品は、それでもサプライヤーPPM に算入される場合があります。手直しされた部品は、仕様を満たすものでなくてはなりません。BorgWarner による書面での承認がない限り、部品の手直しは許可されません。
- 正確な選別結果を報告し、必要に応じて不具合部品数の調整を依頼するのはサプライヤーの責任です。これはサプライヤーの PPM 算出に影響します。

8-D レポート（不具合対策報告書）

一般

サプライヤーは、CPM に対し、BorgWarner の 8-D レポート（GSM-F007）または BorgWarner 担当者により承認された他の様式を使用し対応します。BorgWarner 担当者による別段の同意がない限り、この 8-D レポートは個々の CPM に対応して提出されます。Eメールが好ましい回答方法とされています。

初期提出

最初の 8-D の回答は、通知から 24 時間以内に BorgWarner に提出しなければなりません。3-D レポートは、応急処置と得られた初期選別結果と共に、48 時間以内に提出しなければなりません。5-D レポートは 14 日以内に提出しなければなりません。5-D レポートには、長期的な是正措置項目の定義、計画および実施を含める必要があります。上記期限は、別段の指定がない限り適用されます（14 日ではなく 7 日以内の 5-D クロージングなど、お客様がより厳しい期限を要求する場合、BorgWarner がサプライヤーに対してより迅速な回答を求めることがあります）。

最終提出

サプライヤーは、承認ならびにクロージング要請のための最終 8-D レポートを現実的に可能な限り迅速に、但し CPM 発行日から 30 日以内に、提出しなければいけません。サプライヤーは 30 日の期限の延長承認を要請することができますが、要請は当初の締切日以前に行われなければいけません。要請は BorgWarner 担当者に提出される必要があります。

承認とクロージング

BorgWarner 担当者は、CPM のクロージング前に、サプライヤーの最終 8-D レポートを承認しなければいけません。30 日を過ぎても未解決の 8-D は、サプライヤーの実績評価にネガティブな影響を与える場合があります。（サプライヤー実績評価指標を参照してください。）

8-Dにより工程または製品に変更が認められた場合、BorgWarner 変更管理規定に従わなければいけません（サプライヤー変更管理を参照してください。）

- BorgWarner の工場において、サプライヤーによる是正措置の報告が要請されることがあります。
- BorgWarner とその顧客は、サプライヤーならびにその下請け業者の施設における製品適合性を検証する権利を留保します。
- サプライヤーの現場における是正措置の実施検証は、その後の訪問時に実施されることがあります。
- 是正措置の実施に 2 週間以上かかる場合、進捗報告が要求されることがあります。
- 是正措置が完了され効果が実証された時点で、BorgWarner の 8-D 担当者は、8-D のクロージングの承認と、サプライヤーへのクロージング通知を行う責任を負います。

コントロール SHIPPING

- BorgWarner は、適切な品質および輸送パフォーマンスを確保するために必要な特別措置をとることがあります。これらの措置に関連する費用は、コントロール SHIPPING の場合に限らず、サプライヤーの費用となります。
- コントロール SHIPPING は、不適合品の恒久対策立案中に、通常検査に加えて、不適合品を選別する特別検査をサプライヤーに求める BorgWarner からの要件です。これは、通常の管理に加えて実施され、管理された場所で完了されなければいけません。この検査結果を表す「CS2 評価フォーム-I-チャート (GSM-F009)」の提出が必要です。この特別検査から得られたデータは、この検査の有効性と、初期の不適合を排除するために取られた是正措置の効果を見るために重要なものになります。
- BorgWarner は、コントロール SHIPPING を適用したことをサプライヤーに通知します。コントロール SHIPPING には 2 つのレベルがあります。
 - レベル 1 は、問題解決プロセスならびに特別検査プロセスを含みません。サプライヤーの従業員は、サプライヤー所在地にて検査プロセスを施行し、不適合品/材料の顧客への不具合流出を防止します。
 - レベル 2 は、レベル 1 と同様のプロセスを含みます。さらに、BorgWarner または BorgWarner 顧客の利益を代表する第三者による検査が追加されます。第三者は、サプライヤーにより選定され、BorgWarner または BorgWarner 顧客によって承認されます。かかる費用は、サプライヤーによって支払われます。サプライヤーは、BorgWarner または BorgWarner 顧客により維持される承認済みリストの中から第三者を選ぶことができます。
- レベル 2 のコントロールが有効でない場合、他の対応が求められる場合があります。コントロール SHIPPING レベル 1 またはレベル 2 の適用条件：

- BorgWarner は、サプライヤーが通常の CPM 8-D により、不適合品への対応が出来るか、そして BorgWarner または BorgWarner 顧客への不具合流出が防止できるか判断します。次に記述される問題点のうちの一つあるいは幾つかは、サプライヤーに対しコントロールシッピングの実施が考慮される要因となりえます。
 - CPM の繰返し
 - サプライヤーの現行管理が、要件と適合するには不十分
 - 問題の期間、数量、および/または重大性
 - 内部/外部サプライヤーデータ
 - コントロールシッピングレベル 1 の失敗
 - 重大な停止
 - 現場での品質問題（保証など）
- 上記項目の考慮に基づき、BorgWarner はレベル 1 またはレベル 2 のどちらを選ぶか決定します。
- 第三者または BorgWarner の担当者が監査を実施する場合があります。第三者による特別検査や監査から得られるデータは、その検査の有効性および、初期の不適合を解消するために取られた是正措置の有効性を判断する重要な要素になります。
- 特別な場合においては、コントロールシッピングレベル 2 検査は、BorgWarner により妥当とみなされるサプライヤーの施設外の施設にて実施することが求められることがあります。
- コントロールシッピング終了条件—レベル 1 およびレベル 2
 - 他の終了条件が定められていない場合、既定の終了条件が使用されます。下に記述された既定の条件項目は、コントロールシッピングの完了時に BorgWarner 担当者に提供されなければいけません。
 - 20 稼働日分の不具合処置のデータおよび、通常の製造管理がコントロールシッピングで特定された不具合の管理に有効であることを検証したまとめ。日数は、恒久的な是正措置の開始日より累計されます。
 - 根本原因が特定され、検証されたことを示す書類。
 - 是正対策が実施され、検証されたことを示す書類。
 - ポカヨケのためにできる全ての努力が実施されたことを示す書類。
 - 要請に応じて改定された全ての書類のコピー（コントロールプラン、FMEA、工程フロー図、作業指示、トレーニング記録など）。
 - 該当する統計データ。
 - BorgWarner により要請されたその他の情報。

- コントロールシッピングレベル 2 (CS2) のみに適用される追加終了条件：
 - 合格済み CS2 評価フォーム (GSM-F009) のコピーと完成したアクションプラン。
 - BorgWarner または BorgWarner 顧客により要請がある場合、第三者登録者による、コントロールシッピング問題に関連してサプライヤーが実施した全ての措置の承認声明 (または計画)。

9.9 サプライヤーへの費用請求

一般

サプライヤーは、供給する製品の品質と納期遵守、ならびに、信頼性に対し責任を負うこととなります。製品は、図面ならびに参照されるあらゆる仕様に合致するものでなくてはなりません。サプライヤーは、不適合品の結果ならびに不承認となった PPAP に対する金銭的責任を負うこととします。これには、BorgWarner および BorgWarner 顧客が被った、不具合処置、選別、特別輸送、手直しの費用、BorgWarner 付加価値処理の修理費用、および不適合品の取替え、それによる残業代、生産ロスが含まれますが、これらに限定されません。

下記は、BorgWarner サイトに送られた、不適合品の関連費用請求の一覧です。

- 各 CPM 発行の手数料。
- オフサイトでの第三者による選別－費用はサプライヤーと第三者選別会社の間で直接支払いがされることとします。
- 第三者選別会社による社内選別 (BorgWarner 特定サイトにより許可された場合)－費用はサプライヤーと第三者選別会社の間で直接支払いがされることとします。
- BorgWarner 従業員による社内選別 (生産ライン停止を避けるため必要とされる場合)－サプライヤーは発生する実費に対し責任を負うこととします。
- 生産ライン停止費用－サプライヤーは発生する実費に対し責任を負うこととします。BorgWarner は、総原価を使用する権利を留保します。
- 雑費 (手直し、マテリアルハンドリング、必要な顧客訪問時間と旅費、配送費用、顧客での選別費用、治工具および設備の損傷、試験費用等)。サプライヤーは、発生する実費に対し責任を負うこととします。
- サプライヤーは、故障解析または試験を含む、適用される全ての保証費用に責任を負うものとします。
- BorgWarner 工場は、工場による複数回の試行後もサプライヤーが応答せず、かつ BorgWarner 工場が応答期限を記した最終連絡を求めた場合、部品を廃棄する権利を留保します。

承認されていない場合の変更

サプライヤーが承認されていない変更を実施した場合、または BorgWarner の購入注文の仕様および条件に従って契約製品を納入しなかった場合、BorgWarner およびその顧客が被った全ての費用は、サプライヤー単独の責任となります。

費用請求デビット

費用請求の方法はデビットメモとし、BorgWarner 受取所在地にて処理されます。

9.10 トレーサビリティ要件

強力なトレーサビリティシステムを持つことは、品質の向上、コストの削減、プロセスの最適化に焦点を当て、最終的にサプライチェーン全体での納期短縮という、全体的な成功を達成する上で重要な条件です。データは生産出力の計算、品質管理とプロセス能力の計算、在庫管理、収益予測、保証、修理、およびその他の業務に使用されるため、サプライチェーンを通じてコンポーネントを製造、保管、移動するサプライ・ベースにとって、全ての過程を通じたデータの可用性と可視性は不可欠です。また、処理能力を向上させ、生産コストを削減するためにも重要です。個々のトレーサビリティが不十分な場合、根本原因の分析や欠陥の原因の特定にかかる時間が大幅に長くなるとともに、品質の問題が発生した場合の財務上の影響も増大します。

この点を踏まえ、BorgWarner では、以下に示す特定のトレーサビリティ要件を設ける場合があります：

- トレーサビリティシステム要件
- 個別またはバッチ/ロットコンポーネントのトレーサビリティ要件
- 製造、機械加工、組み立て、試験プロセスのトレーサビリティ要件
- トレーサビリティデータの保持
- 部品識別（バーコード）要件
- ティア N までのサブサプライヤー

9.11 組み込みソフトウェア要件

この要件は、以下の概要を説明する IATF16949 の要件に準拠しています：

- 組織は、社内で開発された組み込みソフトウェアを使用する製品の品質保証プロセスを使用し、ソフトウェア開発プロセスを評価するための適切な評価方法を持つ必要があります。
- ソフトウェア開発プロセスは、内部監査プログラムの範囲内に含める必要があります。内部監査員は、組織が選択したソフトウェア開発評価方法論の有効性を理解し評価することができなければなりません。

9.12 製品安全性要件

製品安全性は IATF 規格のセクションです。組織は製品安全性に関する製品および製造工程の管理工程を文書化する必要があります。

製品安全性に関する新しい要件は、それが該当する場合、以下を含みます：

- 管理計画および FMEA の特別承認
- 製品安全性関連製品および関連する製造工程に関与する要員向けに組織または顧客により識別されたトレーニング
- 顧客指定ソースを含む、サプライチェーン全体を通じた製品安全性に関する要件の移転

この条項は、製品は許容できない損害または損傷を引き起こすことなしに、その設計または意図された目的を果たすべきであるという事実を強調しています。組織は、製品寿命全体を通じた製品安全性を確実にするための工程を取り入れる必要があります。

サプライヤーで製品安全上のインシデントが発生した場合、サプライヤーは、BorgWarner に報告しなければなりません。これには、BorgWarner の製品安全に影響を及ぼす可能性のあるあらゆるインシデントが含まれます。適時なコミュニケーションと透明性は、リスクを軽減し、相互の利益を保護するための適切な措置を講じることができるようにするために極めて重要です。

9.12.1 製品機能安全性要件

BorgWarner では、システムを保護するため、最高水準の機能安全性を維持することに取り組んでいます。この取り組みの一環として、サプライヤーに以下のことを要求します：

- 当社の要件で求められるものと同等の複雑性および ASIL レベルを有する部品／要素を開発する能力、および該当する場合、生産する能力を有することを証明すること
- プロジェクトの安全活動に関して、共同で調整した内容を記載した開発インターフェース協定 (DIA) に合意すること
- 該当する場合、生産プロセス能力が ISO 26262-2:2018 第 7 条、および ISO 26262-7:2018 第 5 条および第 6 条に準拠して達成・維持されている証拠を提供すること

第一に、サプライヤーは意図的であるか否かを問わず、製品に関する不合理なリスク要因を隠蔽してはなりません。これには、要求される ASIL に対して ISO 26262 で要求されるすべての確認措置を、適切なレベルの独立性をもって実施することが含まれます。

さらに、サプライヤーは、検出した安全に関する異常 (アノマリー) について、BorgWarner に速やかに通知しなければなりません。適時なコミュニケーションと透明性は、リスクを軽減し、相互の利益を保護するための適切な措置を講じることができるようにするために極めて重要です。

これらのガイドラインを順守することで、サプライヤーは、当社製品の機能安全性コンプライアンスの維持において重要な役割を果たします。BorgWarner は、サプライヤーと協力して最高水準の機能安全性を維持することに引き続き取り組みます。

9.13製品サイバーセキュリティ要件

最も重要なことは、サプライヤーが、意図的であるか否かを問わず、自社製品（ソフトウェアおよびハードウェア）に悪意のあるコードや設定を組み込まないことです。サプライヤーは、組み込みソフトウェアの不具合および脆弱性を検出するための堅牢な対策を講じ、ライフサイクル全体を通じてソフトウェア開発プロセスを継続的に監視・改善しなければなりません。これには、定期的なセキュリティ評価の実施、CERT-Cなどのセキュアコーディングルールの導入、独立したコードレビューの実施、高度な脅威検知ツールを活用した潜在的な脆弱性の特定および軽減などが含まれますが、これらに限定されません。サプライヤーは、BorgWarnerの同意なしにオープンソースソフトウェアを使用してはなりません。サプライヤーは、CSMS CAP 認証、TISAX ラベル、ISO 27001 準拠など、該当する基準に基づく適切な認証を証拠として提出することができます。

供給製品のハードウェアまたはソフトウェアに関連するインシデントまたは潜在的な脆弱性については、psirt@BorgWarner.com宛てに報告してください。

これらのガイドラインを順守することで、サプライヤーは、当社のサプライチェーンのセキュリティおよび完全性の維持において重要な役割を果たします。

9.14情報保護

BorgWarnerでは、当社のシステム、データおよび知的財産を保護するため、最高水準のサイバーセキュリティを維持することに取り組んでいます。この取り組みの一環として、当社はサプライヤーに対し、製品・サービスおよびビジネスインフラの完全性およびセキュリティを確保するため、厳格な情報セキュリティおよびサイバーセキュリティのベストプラクティスを遵守することを要求します。

ITセキュリティ

サプライヤーは、以下の対象に対してITセキュリティを実施しなければなりません：ネットワーク、サーバー、クライアント、エンドユーザーサポート、ソフトウェアデータセンターおよびシステム監査。

情報セキュリティ

サプライヤーは、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を導入、維持し、継続的に改善しなければなりません。

サプライヤーは、以下の目的を持つ堅牢なサイバーセキュリティプログラムを実施しなければなりません：

- BorgWarner 情報の安全な交換および保護：第三者と共有する場合、BorgWarner の情報の安全な交換および保護を確保すること。
- 中断の最小化：サプライチェーンにおけるセキュリティインシデント（例：物理的およびサイバーセキュリティ）による BorgWarner の業務への影響を最小限に抑えること。
- コンポーネントの完全性：BorgWarner 製品に使用される、サイバーリスクの影響を受けやすいコンポーネントの完全性を確保すること。

一部のサプライヤーは、BorgWarner の要請に応じて TISAX ラベルまたは ISO 27001 の取得に努めることが求められる場合があります。

9.14.1 情報セキュリティインシデント報告

サイバーセキュリティインシデントが発生した場合、直ちに BorgWarner に報告しなければなりません。

サイバーセキュリティインシデントとは、不正アクセス、データ侵害またはその他のセキュリティインシデントを指します。

以下のアドレスからグローバル情報セキュリティ&リスク担当に連絡してください：
BWITSecurity@BorgWarner.com

ITセキュリティインシデントは E メールで報告し、少なくとも以下の情報を含めてください：

報告者の氏名

サプライヤー名

サプライヤー所在地

E メールアドレス

電話番号

ITセキュリティ問題の説明

問題が最初に確認された日時（可能な場合）

影響を受けているその他の既知のリソース

9.15 清浄度要件

汚染管理によって、測定、工程管理および取り扱いの改善を通じて部品の清浄度が長期的に改善されます。標準化された体系的かつ構造的なアプローチを用いて汚染源を監視および管理し、問題に対応する際は統制のとれたアプローチを適用します。

汚染管理：

- 汚染問題の管理および伝達に体系的なアプローチを提供します。
- 継続的な改善向けに定義された領域を支援し確立します。
- 汚染リスクがある領域を特定します。
- 品質測定基準を改善し、PPM および保証を低減します。

サプライヤーは、該当する場合、GSM-F033 に従うことが求められます。

10 品質システムの基礎 - OBSOLETE

11 サプライヤー変更管理

11.1 一般

BorgWarner は、変更管理が非常に重要なものであるとの認識に立ち、BorgWarner 製品の品質および完全性を確保するために、会社全体で変更管理システムを採用しました。サプライヤーは、不適合品や、設計、パフォーマンス、材料、工程等の変更といった問題に積極的に取り組んでいくことが期待されます。サプライヤーは、下記に列記した手法の一つを使用して BorgWarner の文書による承認を得る前に、当該製品を納入してはいけません。サプライヤーが未承認の変更を行い、BorgWarner および／またはその顧客に悪影響が及んだ場合、BorgWarner が被った費用は、すべてサプライヤーの責任で補償することになります。これらの関連費用には、検証試験費用、BorgWarner の増加した廃棄率、BorgWarner 顧客が負担した費用、および管理費などが含まれますが、これらに限定されません。

11.2 暫定変更

規格外の製品、または現状のプロセスコントロールプランに反映されていない一時的な工程変更で生産された製品に対して、暫定的な出荷許可を求める場合、サプライヤーは、納入前に承認を得る責任があります。このような状況は、軽微な寸法はずれや機械が故障したときの、外注での加工も含まれます。サプライヤーで指定された品質特性の変更であっても、それが BorgWarner の図面に記載がないものである場合、この要件に該当します。

サプライヤーは、電子サプライヤー変更要請 (eSCR) を記入し、BorgWarner サプライヤー担当者に提出して、審査と承認を得なければいけません。eSCR フォームが、暫定特採要請および恒久的変更要請にも使用されていることにご注意ください (フォームでは別の承認セクション)。

サプライヤーは、規格外の製品を納入する前には文書による許可を得る必要があります、以下のことを実施しなければいけません。

- 電子サプライヤー変更要請 (eSCR) の提出
- 暫定特採要請のみのボックスにチェックを入れること
- 別途 BorgWarner との合意がない限り、実施前に影響を受けるすべての BorgWarner 工場から承認を得ること
- eSCR 有効期限および適用される製品数量を明確にすること
- eSCR の範囲内で製品を納入すること
- 合意した制限を超える出荷については承認を得ること

11.3 恒久変更

一般

BorgWarner に納入する製品の設計、性能変更または工程変更の恒久的な変更許可を求める場合、サプライヤーは、実施前に下記に記載されている承認要求をしなければいけません。サプライヤーで指定された品質特性の変更であっても、それが図面に記載がないものである場合、この要件に該当します。

サプライヤー変更要請 (SCR)

- サプライヤーが、設計、機能変更または工程変更をする場合には、電子サプライヤー変更要請 (eSCR) フォームに記入し、適切な BorgWarner サプライヤー担当者に提出し、審査を受けなければいけません (他の部門では SREA として、知られている場合もあります)。
 - フォームには関連する情報を、すべて記入しなければいけません。
 - BorgWarner は、SCR の承認、不承認、または条件付きの承認を与える場合があります (例: 変更後にレベル 3PPAP を要求する等)。その決定は、変更の性質や製造、顧客要件に対する影響を考慮して行われます。
- eSCR の承認は、サプライヤーに納入の承認をするものではありません。PPAP 提出手続きを開始する承認を与えるのみです。
 - サプライヤーは以下のことを行ってはいけません。
 - 完全な PPAP の承認を得る前に変更を実行すること
 - すべての AIAG および/または VDA 製品部品承認プロセス要件を満たす前に納入すること
 - BorgWarner マテリアルグループが指定した実行日の前に納入すること
 - 別途 BorgWarner との合意がない限り、影響を受けるすべての BorgWarner 工場から承認を得る前に実施すること
 - サプライヤーが未承認の変更を行い、BorgWarner および/またはその顧客に悪影響が及んだ場合、BorgWarner およびその顧客が被った費用は、すべてサプライヤーの責任で BorgWarner に補償することになります。

11.4 レビュープロセス

レビューと承認プロセス

- BorgWarner のクロスファンクショナルグループが、電子サプライヤー変更要請 (eSCR) フォームを評価します。変更の性質 (サプライヤーの工程変更または設計変更) により、実施可能であるか、または BorgWarner で検証試験と顧客からの承認を必要とするかを判断します。
- サプライヤーは、変更に関する情報を (必要に応じて) 工場固有のフォーマットで提出するよう求められる場合があります、その提出が期待されます。BorgWarner 工場でそれが必要な場合、サプライヤーに連絡します。
- サプライヤーはこの処理の一環として、BorgWarner の eAPQP システムの使用を要求される場合があります。

12 材料／納入に関する要望

12.1 納入に関する要望

工場固有の要件

- サプライヤーは、本項で規定された資材および納入要望に対する遵守に加え、各受領側 BorgWarner 施設のある国の法律や、特定の BorgWarner 所在地での追加の材料および納入要望（適用時）を遵守しなければいけません。工場独自要件に関する質問は、受領側 BorgWarner 生産施設の適切な生産計画担当にご確認ください。
- 全商品およびその容器には適切な原産国を明記する必要があります。また、サプライヤーは BorgWarner に対して、各商品の原産地証明を提供し、原産地に変更が生じた場合には直ちに BorgWarner にその旨を通知する必要があります。アフターマーケットの取り扱いに対応するために一括で出荷された部品にも、各部品ごとに原産地国の明記が義務付けられます。

プログラム固有の要件

- BorgWarner は、APQP の過程で、RFQ（見積り）、発注、およびその他の連絡の書式にて、製品に対する要望を指定します。要件には最低でも次のものが含まれます。
 - ラベリング
 - 生産能力
 - 最新の INCOTERMS に基づく納入条件（例：F.O.B.、C.I.F.、D.D.P など）
 - コンテナ、トレー、および他の梱包
 - 倉庫保管
 - 託送
 - 製品識別
 - 危険物質制限（IMDS／CAMDS／MSDS、REACH、ROHS、GADSL 要件を含むがこれに限定されません）
 - 製品の保存：
 - 防錆 - 部品が BorgWarner の工場を受領されてから、最低 30 日間はサビのない状態を維持するプロセス管理が必要です。特定の多湿の時期には、強化された防錆・防食対策の適用が必要となる場合があります。承認済み PPAP に含まれていない工程変更については、eSCR プロセスに従ってください。
 - 汚染 - BorgWarner の工場での部品受領時、部品が汚染されないように適度な管理を行う必要があります。さらに、部品図面に明記された部品固有の汚染基準が要求される場合があります。
 - 製品出荷およびプル方式

- 輸送形態および配達ルート
- リターナブル梱包
- サプライヤーは、発注書に規定された **BorgWarner** の契約条件に従って 100%納期通りに納入するものとします。出荷の遅延に関連する費用は、サプライヤーが負担するものとします。

国外のサプライヤー/出荷物

- **BorgWarner** による指定がない限り、海上輸送を要する製品のサプライヤーはいずれも、受入工場の所在国側で最低 30 日分の予備在庫を維持する必要があります。30 日間分の予備は、最新の予測/リリース（12 週間リリースまたは 6 ヶ月予測など）から月ごとの平均必要量を算出し決定するものとします。サプライヤーは、予備在庫を常時監視および管理することとします。予備在庫の不足が原因で **BorgWarner** の工場で損失が生じた場合は、サプライヤーが弁償するものとします。この方針からの逸脱には、適切な **BorgWarner** の工場または **GSM** 担当者との協議が必要です。

12.2 荷姿/梱包

サプライヤーは、**BorgWarner** の要件をサポートするために、梱包資材および/またはコンテナを適時に供給するための計画を策定するものとします。製品の梱包としては、リターナブルが推奨されます。**BorgWarner** の要求する清浄度に必要とされる追加の清浄処置は、サプライヤーの責任となります。追加の清浄処置に関連する費用はサプライヤーの見積りの一部であり、サプライヤーの負担となります。**BorgWarner** は、梱包デザインを APQP 中で、PPAP の前に承認しなければいけません。サプライヤーは、**BorgWarner** の承認がない梱包で製品を **BorgWarner** に出荷することはできません。

サプライヤーは、コンテナ数量とその条件を監視するシステムを開発し実装するものとします。また、サプライヤーは次の条件を満たさなければいけません。

- コンテナが、清潔で乾燥した良好な条件で保管されること（異物の混入の防止）。
- 前回の輸送に使用したラベルを取り外すこと。
- コンテナが正常に動作する状態を保つこと（ゲートヒンジの潤滑、スプリングクリップ固定装置等）。
- 損傷のあるコンテナ、トレー、またはその他の **BorgWarner** 供給製品は、流通から排除し、欠陥品として記録して、適切な **BorgWarner** 工場の資材管理に通知書とともに返却すること。サプライヤーは、サプライヤーにより生じたリターナブル梱包の破損について、**BorgWarner** に対して補償するものとします。
- **BorgWarner** は、**BorgWarner** 所有のリターナブル容器を使用する各サプライヤーに対して、サプライヤーの工場に在庫を確保して適切な資材のフローを確保するよう要請します。
- 年末最終日に、**BorgWarner** は、サプライヤーの工場の倉庫にあるもの、および **BorgWarner** への輸送中のものも含め、すべてのリターナブル容器の在庫数量確認を要請します。

- 梱包は、政府規制および環境基準のすべてを満たすものとします。

サプライヤーは、清浄処置および小さな修理に関連する合理的な費用を負担する責任があります。

梱包の承認

- サプライヤーは、APQP プロセスの一環として、別段の規定がない限り、梱包仕様書（GSM-F012）を使用しなければいけません。特定の BorgWarner 工場は、個々の工場の要件に適合する工場固有のフォームを採用することを選択できます。
- すべての資材の梱包は ISPM 15 またはその将来的な改訂に準拠する必要があります

12.3 ラベリングと識別表示

一般

- これらの要件は、輸送／部品識別ラベルの印刷および貼付に適用されません。

ラベルサイズと材料

- BorgWarner ラベルのサイズは、BorgWarner の受入工場において決定されます。特別な指示がない場合、可能な限り標準の AIAG ラベルフォーマットを使用してください。ラベルの素材は白で、印刷は黒でなければいけません。タグは、感圧または、乾燥粘着材により貼付するものとします。コンテナのサイズや設計の理由によりラベルをパッケージ／コンテナに貼付することができない場合、受入側の BorgWarner 工場の材料管理部とサプライヤーの間で、特別の協定を結ぶ必要があります。

ラベルタイプ、ラベル貼付位置、機械読み取り可能情報

- 機械読み取り可能情報（バーコード）を有するようなラベルフィールドの規定は、工場の独自要件に準拠するものとします。注意事項として、マスターラベルおよび混合積載ラベルは、包装が破れた時に、ラベルが廃棄、破壊されるような状況では、二次容器に貼付するものとします（例、バンドからぶら下げる、伸縮ラップに取り付ける等）。
- ラベルの正確性を確保するために、サプライヤーは（電子的またはマニュアルで）、すべてのラベルを確認してラベルが発注書（またはリリース）と一致するよう確認することが求められます。ラベルの誤りは、品質クレームとして取り扱われる場合があり、恒久的な是正措置の対象となります。

12.4 輸送とサプライチェーンにおけるセキュリティー保証

テロ行為防止のための税関産業界提携プログラム（「C-TPAT」）

- C-TPAT は、アメリカに物品を供給するサプライヤーにのみ適用されます。その他の地域へ供給するサプライヤーは、世界税関機構（WCO）に従わなければいけません。

- サプライヤーは、アメリカ税関、国境警備局が公布している C-
- TPAT プログラムの参加メンバーであるか、適用される全てのサプライチェーンセキュリティで C-TPAT 主導の要件または勧告を遵守していることを文書にて証明するものとします。（詳細は、<https://www.cbp.gov/border-security>を確認してください）。サプライヤーは、サプライヤーの不遵守に起因または関連する、法的責任、賠償要求、請求または費用（弁護士または他の専門家に掛かる費用）すべてを補償し、BorgWarner に何らの損害も与えないものとします。
- サプライヤーは、BorgWarner が送り先国におけるすべての適用法、規制および関連する法的報告義務を遵守するために必要な情報をすべて提供することに合意するものとします。サプライヤーは、BorgWarner が税関に關係する義務を遵守し、現地での内容物/原産地要求を満たし、全ての関税および貿易プログラム義務を回避し、および/または、還付の利益（適用時）を得られるようにするため、全ての文書または電子取引記録を提供することに同意するものとします。さらに、サプライヤーは、サプライヤーによるこれらの要件の不遵守に起因するすべての賠償責任、および/または、BorgWarner に法的報告義務に必要な情報を供給できないことによる賠償責任（輸入国政府が取った行動に起因して生じた、または当該政府が課した罰金、罰則、科料、または弁護士費用を含みこれに限定されません）を負担し、BorgWarner に補償することに同意するものとします。
- C-TPAT サプライヤーステータスフォーム（GSM-F013）は、送り先国での BorgWarner 事業体が輸入税関手続きの責任を有する、国境を超えた出荷をする全てのサプライヤーが記入しなければいけません。記入したフォーム、およびすべての質問は、BorgWarner サプライヤー担当に提出してください。
- C-TPAT サプライヤーステータスフォーム（GSM-F013）は、毎年更新されるものとします。

世界貿易の安全確保および円滑化のための世界税関機構の枠組み（「WCO フレームワーク」）

- WCO フレームワークは、アメリカ合衆国以外の地域に商品を輸出するすべてのサプライヤーに適用されます。
- サプライヤーは、世界税関機構が公布している WCO プログラムの参加メンバーであるか、適用される全てのサプライチェーンセキュリティで WCO 主導の要件または勧告を遵守していることを文書にて証明するものとします。（詳細は、<http://www.wcoomd.org>を確認してください）。サプライヤーは、その不遵守に起因または関連する、法的責任、賠償要求、請求または費用（弁護士または他の専門家に掛かる費用）すべてを補償し、BorgWarner に何らの損害も与えないものとします。

国際輸送の要件

すべての納品物には、商業上必要な書類を添付するものとします。ここで言う書類とは、出荷の適切な配分と完了を確保するために必要な書類を指します。これには、以下のものが含まれます：

- 請求明細書
- 梱包リスト
- AWB/MAWB、CMR、ECB または BL
- 必要に応じて：特恵に関する書類、原産国の証明書

輸入関連の質問は、BorgWarner の担当子会社の税関グループにお問い合わせください。

請求明細書要件

サプライヤー（国際輸送をする場合）は、BorgWarner の標準国際請求明細書要件を遵守することに同意するものとします。

- 請求明細書番号
- 請求明細書日付
- 販売者の名称と住所
- 購入者の名称と住所
- 顧客の国/EC（欧州共同体）の通関手続地
- 商品の名前。これは、輸入国の関税法に基づいて商品を正確に分類できる程度の詳細さを持ったものとします。この説明は、英語または送付国の公用語で記載されなければいけません。
- 原産国
- 製造業者の名称と住所（該当する場合）
- BorgWarner 注文書番号
- BorgWarner 品番
- 販売条件（INCOTERMS®の最新版）-できるだけ正確に記載してください。例えば、FCA 1849 BREVARD ROAD, ARDEN INCOTERMS 2010® など。
- 購入価格および通貨
- 各行の単価および拡張価格
- 各行の 6 桁の Hs コード
- 出荷総額
- BorgWarner またはその顧客が提供する、商品の生産に使用される、または商品に組み込まれる材料および部品を含む、工具、金型、鋳型、その他類似の品目を含む補助費用を含むがこれに限定されない、すべての費用および割引。

梱包リストの要件

- 梱包リスト番号
- 梱包リスト日付
- 請求明細書番号への照会

- 商品が梱包された梱包のマークと番号
- 商品の数量、総重量、正味重量および寸法

特恵/CoO（原産国証明書）

- 自由貿易協定（FTA）
- サプライヤーの国と顧客の国との間における特恵的条約
- 所管官庁が発行した原産地証明書

税関手続きに必要な書類には、特恵に関する書類が含まれていなければなりません。書類の不備による追加的な費用は、サプライヤーに請求され、サプライヤーがこれを了承するものとします。

Importer Security Filing（通称“ISF” 10 + 2）

船舶で米国の BorgWarner 拠点に出荷するすべてのサプライヤーは、BorgWarner またはその指定代理人に対し、適時に ISF 情報を提出しなければなりません。サプライヤーは、コマーシャルインボイスの ISF フィールドをすべて入力する必要があります。詳細については、以下のリンクより CBP ISF サイトをご覧ください。

<https://www.cbp.gov/border-security>

輸入管理システム（欧州共同体（EC）における）

あらゆる輸送形態において、必要な情報を運送取扱人に伝える必要があります。運送取扱人は、その情報を電子的に運送人に伝達します。運送人は、EC への通関の最初のポイントにおいて、Entry Summary Declaration（通関簡易申告書=ENS）の書式を使って商品到着前に税関当局に申告を行います。

この情報はほぼリアルタイムのリスク分析をするために利用されます。この情報は税関当局に個々の出荷をどう扱うかを伝えるもので、危険な出荷または疑いのある出荷が許可されるリスクを減らすことができます。

この情報は次の規則にあるとおり、適時に伝達されなければなりません：

http://ec.europa.eu/ecip/security_amendment/index_en.htm.

12.5 指定運送業者

BorgWarner 支払いでの輸送

BorgWarner が運賃を支払う場合、サプライヤーは、第三者物流サービスプロバイダーを含む BorgWarner が指定する運送業者を利用するものとします（また、そのポータルまたはその他の指示された通信方法を利用するものとします）。サプライヤーは、BorgWarner のリリースを満たすために必要な出荷を行い、受取拠点から要求された場合は配達証明を提示することが求められます。サプライヤーがこれらの期待に応えられない場合、サプライヤーは、割増運賃を含む関連費用を回収する責任を負います。

サプライヤー支払いでの輸送

サプライヤーが運賃を支払う場合、サプライヤーは、BorgWarner のリリースを満たすために必要な出荷を行い、BorgWarner の配送指示に従うことが求められます。サプライヤーがこれらの期待に応えられない場合、サプライヤーは、割増運賃を含む関連費用を回収する責任を負います。

特別な状況

特別な状況下では、BorgWarner は BorgWarner が指定する運輸業者の使用を義務づける権利を留保します。

実績および評価方法について

13 サプライヤー実績評価指標

13.1 一般

このサプライヤー実績評価システムは、サプライヤーを評価するために BorgWarner が使用する基準を提示します。2 箇所以上の BorgWarner の工場に出荷するサプライヤーは、各事業部門より個別の評価を受け、また各工場より補助的情報を受領します。評価は、次のカテゴリーを用いて毎月発表されます。評価スコアは、BorgWarner 事業部門が、部門内のすべての工場における累積実績を使用してまとめて作成します。

- 品質 - 30
- 納期 - 30
- コスト管理 - 30
- サステナビリティ実績 - 10
- リリース実績 - 10

*注：実際の支出額が閾値に達しない場合、サプライヤースコアカードは作成されないことがあります。支出額の少ないサプライヤーを必要に応じて評価するためのデータは引き続き利用可能です。

13.2 品質実績

購入品に関するクレーム (CPM) – 20 ポイント

- CPM は「0」であることが期待されます。CPM の手順に関する詳細は、本サプライヤーマニュアルのセクション 9.8 を参照してください。
- 月ごとの CPM の数値はスコアカードの概要に表示されています。過去 6 ヶ月間の合計 CPM が 0 のサプライヤーは、「最新スコア」として満点の 20 ポイントを獲得します。たとえば、過去 6 ヶ月間の合計 CPM が 3 以上のサプライヤーは、「最新スコア」として 14 ポイントを獲得します（下の表を参照）。

合計CPM (6ヶ月間)	ポイント
0	20ポイント
1	18ポイント
2	16ポイント
3	14ポイント
4	10ポイント
5	5ポイント
≥ 6	0ポイント

- サプライヤーには、ペナルティとしてカテゴリ毎に最大 10 ポイントの減点が適用されます。
 - 品質問題の繰り返し/慢性的な品質問題：
 - 品質問題の繰り返しに該当するもの：
 - 複数回発生した不具合
 - 初期 8-D のクローズ後に発生した不具合
 - 確定された原因と同じ原因の不具合
 - 別の機器の類似の部分で発生した不具合
 - 品質問題の繰り返しに該当しないもの：
 - 初期 8-D の解決前に繰り返し発生した不具合
 - 原因の異なる類似の不具合
 - 同じサプライヤーで発生した異なる不具合
 - 慢性的な問題：
 - 過去にクローズした CPM で 2 回以上文書化された、同じ根本原因による同じ故障モードの不適合。
 - CPM の発動によりサプライヤーが「コントロールシッピング・レベル 2」(CSL2)となった場合
- サプライヤーが自動的に D ランクに分類されます：
 - 承認されていない場合の変更および未承認の SCR (サプライヤー変更要請)。承認されていない場合の変更とは、BorgWarner の承認なしに生産部品または下請け業者に変更を加えることを指します。
 - サプライヤーが、適切な BorgWarner ・ システムで利用可能な有効な品質証明書を持っていない場合。
- サプライヤーは追跡されるが、以下のポイントには影響しません：
 - PPM 計算
 - 品質問題 - 顧客まで通過した不具合

CPMs/8-D クローズへの対応 (10 ポイント)

- サプライヤーが、30日以内に BorgWarner に 8-D をクローズする回答を提出することが期待されます。サプライヤーが、8-D 提出期間の 30 日よりも長期間対応が認められた場合、30 日以内に要請していれば罰則は適用されません。
- 以下の尺度がすべてのサプライヤーに適用されます。
 - 8-D のクローズが 30 日以内または長期是正措置期限内に提出された場合：10 ポイント
 - 8-D が 30 日以上オープンまたは長期是正措置の期限を過ぎた場合：0 ポイント

PPM 不良率

- PPM は「0」であることが期待されます。算出式：（発見された全不良品数 / 該当月に納入された部品数）× 1,000,000）。BorgWarner では、不適合品のみカウントしますが、サプライヤーは、「社内」選別の結果を報告しないとはいけません。そうでなければ、全数がサプライヤー PPM の算出に不適合品として適用されます。

13.3 納入実績

納期遵守のスコア (25 ポイント)

- 全ての製品を正確な数量だけ 100% 定刻に納入されることが期待されます。
- 算出式：過去 6 ヶ月間の納品期限内納品総数 ÷ 過去 6 ヶ月間の納品総数。以下の尺度がすべてのサプライヤーに適用されます。

100% 定刻納入	25 ポイント
98~99% 定刻納入	23 ポイント
91~97% 定刻納入	20 ポイント
83~90% 定刻納入	15 ポイント
76~82% 定刻納入	10 ポイント
<75% 定刻納入	0 ポイント

割増輸送スコア (5 ポイント)

急送がないことが期待されます。

- サプライヤーによって発生した急送がない 5 ポイント
- サプライヤーによる急送の発生 0 ポイント

13.4 コスト低減実績

コスト低減スコア (20 ポイント)

- 注文書 (PO) 1 枚あたりの価格が各サプライヤーと合意した目標分削減されることが期待されます。
- 以下の尺度がすべてのサプライヤーに適用されます。

削減目標 達成率%	ポイン ト	削減目標 達成率%	ポイン ト	削減目標 達成率%	ポイン ト
100%	20	65%	13	30%	6
95%	19	60%	12	25%	5
90%	18	55%	11	20%	4
85%	17	50%	10	15%	3
80%	16	45%	9	10%	2
75%	15	40%	8	5%	1
70%	14	35%	7	0%	0

その他の実績目標 (10 ポイント)

サプライヤーは、以下のカテゴリと統合的な実績を示している場合、最大 10 ポイントを獲得できます。

- 商業的整合性：フレームワーク契約に参加し、年間スマートターゲット、AIF、BI、コスト内訳、支払条件に合意します。

サプライヤーは、長期的なコスト削減プロセスと競争力のある見積もり活動を実施します。サプライヤーは、積極的なコスト削減のビジネスアプローチを展開します。

- カスタマーサポートおよび対応

サプライヤーは、商業的/技術的/物流的な問題に対してカスタマーサービスを提供します。

- テクノロジー、エネルギー効率、イノベーション

BorgWarner の技術的優位性をもたらす卓越したイノベーションを提供することで、サプライヤーは BorgWarner の成功に貢献しました。

- ISO 50001 達成
- Manufacture 2030 (M2030) は、BorgWarner のスコープ 3 サプライヤー排出量追跡メカニズムです。要請があった場合、サプライヤーは当該ツールヘデータをを入力する義務を負います。
- CO2 排出量に関する要請への参加
- 紛争鉱物、EMRT、Prop 65 などのデータ要求の完了

BorgWarner 商品管理者または購買は、サプライヤー開発、プログラム管理、品質およびエンジニアリングからの意見を元に、サプライヤーの実績目標の決定に責任を負います。

13.5 サステナビリティ実績

サステナビリティ実績 (10 ポイント)

サプライヤーは、サステナビリティ評価質問票 (SAQ) への回答に基づき、最大 10 ポイントを獲得できます。この質問票は、ビジネス倫理、環境、人権と労働条件、健康と安全、責任あるサプライチェーン管理を含む、サステナビリティ分野におけるサプライヤーの遵守状況を示すとともに、検証することを目的としています。この質問票は、「サプライチェーンにおけるパフォーマンスを向上させるための自動車サステナビリティ指針」に沿ったものです。この質問票は、「NQC サプライヤー保証システム」で記入し、提供された招待コードを使用して、BorgWarner と共有することで評価対象となります。この実績指標は 2 つの要素で構成されています。

1. SAQ 実績スコア (6 ポイント)

ビジネス倫理、環境、人権と労働条件、健康と安全、責任あるサプライチェーン管理に関するマネジメント・システムの整備状況。

SAQスコア達成率%	ポイント
80%~100%	6
60%~79%	4
40%~59%	2
0%~39%	0
招待を受けたが参加していない	自動的にD評価

注：BorgWarner では、SAQ 評価へのサプライヤーの招待に特定の基準を設けています。

2. SAQ における人権およびサプライチェーン管理に関する質問 (4 ポイント)

SAQ質問	サプライヤーの回答	ポイント
Q6. 貴社施設では、人権および労働条件に関する問題を管理するための管理システムを導入していますか？	はい	2
Q18. 貴社では、サプライヤーに対してCSR/サステナビリティに関する要件を定めていますか？	はい	2

追加の注： サプライヤーが紛争鉱物、CRMT/ERMT に関するデータの提供を求められながらこれに応じない場合、BorgWarner は当該サプライヤーのスコアカードにおいて自動的に「D」評価を付与する権利を留保します。

13.6 リリース実績

リリース実績スコア (10 ポイント)

- APQP プロジェクトを実施しているサプライヤーは、BorgWarner e-APQP ポータルで管理されている APQP プロジェクトに関するリリース実績 (APQP および PPAP) に基づき、さらに最大 10 ポイントを獲得できます。
- 新規およびリソース立ち上げプログラムでは、APQP タスク実績と 100% の定刻納入 PPAP をプログラム必要期日内に達成することが求められます。
- 毎月更新され、連続した月数は適用されず、終了した APQP はリリース実績にカウントされません。
- リリースしていない (APQP をオープンにしていない) サプライヤーは、この追加の 10 ポイントを獲得することはできません。
- APQP プロジェクトが終了し、現在進行中の APQP プロジェクトがないサプライヤーは、過去のデータを参考として表示しますが、この追加 10 ポイントは獲得できません。
 - BorgWarner e-APQP ポータルからの APQP タスク実績 (6 ポイント)

期限超過 APQP の数と、完了までの遅延期間の組み合わせ。

APQP Tasks Performance (iValua)	6
- 100% On Time APQP (Zero Past Due)	6
- 99%-90% On Time APQP (1% - 10% Past Due or Completed with over 14 days delay)	3
- Below 90% On Time APQP (Over 11% Past Due)	0

- 定刻納入 PPAP (4 ポイント)

BorgWarner e-APQP ポータルからの特定のタスク 4.6 (PPAP 提出)、および遅延の組み合わせと遅延時間について評価されます。

On Time PPAP Submission / Approval at 4.6 (BorgWarner e-APQP Portal)	4
- 4.6 Submission / Approval are done within Program Need Date	4
- 4.6 Submission / Approval are done delay (Max 14 days delay vs Program Need Date)	2
- Past Due or 4.6 Submission / Approval are done delay (Over 14 days delay vs Program Need Date)	0

- 期限超過率と完了率の計算方法：

% Past Due =	# of total APQP tasks are not submitted and approved on program need date
	Total # of APQP tasks for active running APQP projects (1 APQP project has 35 APQP tasks that need to be responded from supplier)

13.7 サプライヤーバランススコアカード

バランススコアカードの内容

サプライヤーバランススコアカードでは、品質、納入、コストパフォーマンスデータを取り扱います。

スコアカードは、各工場からの詳細を含めた事業部門スコアカードとして使用されます。

スコアカードの発行

サプライヤーは、BorgWarner ExtralCE により、毎日サプライヤーバランススコアカード (GSM-F014) を閲覧することができます。過去半年以内に製品を供給していないサプライヤーには、サプライヤーバランススコアカードは、発行されません。

実績スコアの検討

サプライヤーは、バランススコアカードを月次でレビューすることが求められます。サプライヤーは、スコアカードに誤ったデータがあると考えた場合、協議、検討、解決のために、適切な BorgWarner サプライヤー担当者に直ちに通知してください。

13.8 サプライヤー評価システム

A レベル (スコア ≥ 90)

サプライヤーは、新規取引 (コモディティ内) の優先サプライヤーです。

B レベル (スコア 75~89)

サプライヤーは、新規取引機会について承認されています。

C レベル (スコア 60~74)

ステータスに関する理由のため、取引機会は制限されます。原因および是正措置について、サプライヤーシステムの有効性および適合性を評価する必要があります。BorgWarner による評価を受けるには、改善計画が要求される場合があります。

D レベル (60 未満)

サプライヤーは、BorgWarner の経営幹部による評価を受けない限り、新規取引に参加する資格がありません。取引関係を維持するには、是正措置計画について、BorgWarner 経営幹部による事前対応的な評価を受ける必要があります。

13.9 スコアカード評価の色分け

特性	グリーン	イエロー	レッド
品質 (30ポイント)	23～30ポイント	18～22ポイント	0～17ポイント
納期 (30ポイント)	23～30ポイント	18～22ポイント	0～17ポイント
コスト (30ポイント)	23～30ポイント	18～22ポイント	0～17ポイント
リリース実績 (10ポイント追加)	10ポイント	5～9ポイント	0～4ポイント
サステナビリティ (10ポイント)	7～10ポイント	4～6ポイント	0～3ポイント

14 プロセス監査—ポスト SOP

14.1 適合性検証

BorgWarner およびその顧客は、サプライヤーおよびその下請け業者の施設の要件に基づいて、計画的または非計画的（イベントによる）ベースまたは頻度で、製品および工程の適合性を検証する権利を留保します。

14.2 監査人のアクセス

サプライヤーは、監査人が BorgWarner 製品に関連するすべてのプロセスおよび文書に完全なアクセスをできるようにしなければいけません（例、FMEA、コントロールプラン、測定値、サブサプライヤー指標等）。

15 新規取引留保プロセス

15.1 新規取引留保 (NBH)

サプライヤーの実績に大きな問題がある場合は、上記の通常サプライヤー開発過程が必要となる場合があります。そのような状況では、BorgWarner グローバル サプライヤーマネージメントチームが、サプライヤーを新規取引留保 (NBH) に分類する場合があります。新規取引留保の目的は、サプライヤーに大幅で迅速な変更および改善が必要であることを知らせることです。BorgWarner グローバル サプライヤーマネージメントの目的は、サプライヤーと協力し、通常のビジネス関係を維持するために実績の問題を解決することです。

サプライヤーを新規取引留保に分類

サプライヤーは、事業部門または企業商品マネージャーによって新規取引留保に分類され、BorgWarner サプライチェーン委員会がこれを承認/同意します。サプライヤーは、NBH に配置された場合、BorgWarner から書面で通知されます。

サプライヤーは、次の問題のいずれかを有する場合、新規取引留保に推奨される可能性があります。

- 慢性的または重大な品質、納入、コスト問題
- 未承認の工程変更
- 非倫理的な事業運営
- 財政難
- 事業部門に大きな悪影響を与える上記以外の問題

新規取引留保の結果

- サプライヤーは、既定の解除基準に適合するかおよび NBH ステータスが解除されるまで新規取引に参入することはできません。
- 新規取引留保は、新規取引留保を受けるサプライヤーのすべての所在地および部署に適用される場合があります。
- 新規取引留保を受けるサプライヤーは、すべての BorgWarner の事業部門または特定の事業部門に対して新規取引留保を受ける場合があります。
- 事業部門の裁量により、新規取引留保を受けるサプライヤーは、BorgWarner の見積りに参加し、また新規取引留保処分を受ける前に取得した事業を継続することができます。
- サプライヤーが解除基準を満たすことができない場合は、契約解除が必要となる場合もあります。
- BorgWarner は、実績問題に対する NBH をサプライヤーに対する特別なステータスと見なします。サプライヤーは、特別なステータス指定に関する適用可能な IATF 要件に従わなければなりません。
 - NBH が商業的または財務的な理由による場合、特別なステータスは適用されません。

BorgWarner 担当者の責任

- BorgWarner 担当者は、文書による通知の直後に、サプライヤーおよびサプライヤー開発と会議を計画し、改善、解除基準、NBH の解除時期を検討します。
- 必要に応じて、BorgWarner 担当者は、NBH が財務的問題に関連しない場合、サプライヤーが ISO/IATF 登録機関に NBH に分類されたことを通知したか確認します。
- BorgWarner 担当者は、その責任においてサプライヤーの解除基準および解除時期の達成を支援します。BorgWarner 担当者は、また、サプライヤーの解除基準達成と解除時期に向けた進捗について、BorgWarner GSM に伝達する責任を有します。

新規取引留保目標解除日

NBH に該当するサプライヤーは、サプライヤーが NBH に分類された時に同意した時期に基づいて再検討されます。その際、解除基準で規定された段階の完了、またはサプライチェーン委員会の推奨に基づきステータスが更新されます。

解除基準

設定した解除基準を BorgWarner 担当者の要求を満たすように完了できた場合、BorgWarner 担当者は、サプライチェーン委員会に、サプライヤーのステータスを「新規取引留保」から「供給元 OK」に変更するよう推奨します。BorgWarner 担当者は、企業認証済取引先リスト (EASL) 追加または変更フォームを記入してサプライチェーン委員会に通知します。

サプライチェーン委員会の承認後、BorgWarner 担当者は、サプライヤーにステータスの更新を知らせる通知を発行します。

16 サプライヤーミーティング/サミット

サプライヤーは、BorgWarner の後援する会合、サミット/サプライヤーミーティングへの出席を要請されます。これらの会合/サミットは、地域的である場合や、事業部門中心である場合があります。サプライヤーは、これらの会合/サミットへの参加と協力が求められます。

17 記録保管

記録の管理は、すべての規制、BorgWarner および顧客の要件を満たすものとなります。これらの記録は、BorgWarner が要求したときに閲覧できるようにし、BorgWarner が規定する期間保管しなければいけません。

18 電子機器サプライヤーの追加要件

18.1 スコープ

車両の電子機器は重要であり増加しているため、車両の全体的な品質と信頼性を決定する上で重要な役割を果たしています。このセクションでは、電子機器に関するサプライヤーの一般的な品質要件について説明します。

以下の要件は、設計権限に関係なく、電子アセンブリに関する BorgWarner サプライヤーに適用されます。本要件は、製品図面または BorgWarner との契約上の合意によって特に取って代わられない限り適用されます。

18.2 部品の条件

必要な製品品質と信頼性を達成するために、利用可能なすべての電子部品で AECQ-100 / 200 試験規格への対応が必要であり、部品表または関連部品の図面と仕様に記載されます。硫化ガスによる腐食が起こりやすい電極（硫化ガスによる Ag 電極の腐食など）は、集積回路を持つ部品では使用できません。電極が露出しないような構造になっており、適切な回路基板のコーティングで保護されています。

18.3 仕上がり基準

承認基準と許容再加工プロセスは、電子アセンブリと関連部品に対して規定されます。製品図面で特に明記されていない限り、次の仕上がり基準が必要です。

- PCB 基板
- IPC-A-600 プリント基板の品質基準、クラス 3（トラック溶接は許可されていません）
- IPC-TM-650 品質検査
- PCB アセンブリ
- IPC-A-610 電子機器組立の品質基準、クラス 3
- はんだ付けされた電気および電子機器組立に関する J-STD-001 要件（上記の標準が競合する場合、IPC 標準が優先されます）

上記の標準内での再加工は、BorgWarner による事前の合意がある場合にのみ許可されます。これらの基準の範囲外でのやり直しは、ケースバイケースで BorgWarner の同意を得る必要があります。

18.4 プリント基板（プリント配線基板）

- プリント回路基板（PCB）/プリント配線基板（PWB）基板/ラミネートは、PCB アセンブリ全体における複雑な部品として認識されます。オーダーメイドのデザインと長いバッチ製造プロセスには特有のリスクがあります。これらのリスクを確実に管理することは、BorgWarner の電子機器サプライヤーの責任です。
- BorgWarner 製品における全ての PCB ラミネートサプライヤーは、IATF16949 認証を取得し、そのプロセスをカバーする管理計画を持つ必要があります。

- 全ての PCB サプライヤーは、BorgWarner の認定および試験要件を満たす必要があります。
- PCB ラミネートサプライヤーは、合意されたコントロールプランに従って、IPC-TM650 で定義された方法を使用して、全ての PCB バッチをテストする必要があります。
- PCB サプライヤーは、これらの結果の証拠となる検鏡試片を最低 5 年間保管する必要があります。

18.5 トレーサビリティ

トレーサビリティの効果的な管理は、サプライチェーンと現場の両方で、欠陥製品の影響を減らすために重要です。

BorgWarner への電子アセンブリのサプライヤーは、IATF16949 要件に加えて、以下のことを実施する必要があります。

- 全ての電子部品のロットトレーサビリティを実証
- 進行中の全ての BW 作業にシリアル番号トレーサビリティを適用
- BW に提供されるすべての完成品にシリアル番号トレーサビリティを適用
- 個々のユニットに対するすべての検査およびテスト記録のトレーサビリティを確保
- 24 時間以内での記録の取得を保証

BorgWarner は、サプライヤーのトレーサビリティシステムをいつでも監査する権利を留保します。

18.6 代替部品の使用

- 電子製品は、特定のメーカーの部品で認証されています。この認証済みの状態からの変化は、生産および現場での問題のリスクになります。
- BorgWarner のサプライヤーは、指定された部品の製造元と部品番号が管理され、不正な代替品や偽造品が使用されるのを防ぐ責任があります。
- BorgWarner への電子アセンブリのサプライヤーは、BorgWarner の正式な許可なしに、指定された部品の製造元および部品番号を変えてはなりません。
- 部品供給の制限/不足についてのサプライヤーから通知があった場合、サプライヤーは代替部品の認証を実施するために、直ちに BorgWarner に通知する必要があります。
- BorgWarner が代替部品の認証を与えた場合、サプライヤーはそのような代替部品の使用のトレーサビリティを管理しなければならない、完成品の 1 つの生産バッチ内で代替部品を混在させてはなりません。
- 部品の変更と同様に、フラックス、はんだペースト、はんだバーなどのプロセス材料の変更は、通知すべき変更として分類されます。

18.7 部品の代替供給元

- 承認された電子部品の供給元は、製造元から直接、または指定された販売業者を通じて提供されます。別の供給元から調達する場合、偽造部品のリスクが大幅に増加します。
- 代替供給元（ブローカー、未承認のディストリビューターなど）からの部品を **BorgWarner** へ提案する電子アセンブリのサプライヤーは、**BW** から正式な承認を得る必要があります。
- このような場合、部品が本物で仕様の範囲内であることを確認するために、検証計画を提出し、合意し、実行する必要があります。合意された検証には、視覚的、機能的、またはその他の評価方法が含まれる場合があります。

18.8 部品の保管寿命

- 製造元は、部品、はんだペースト、接着剤などの有効期間を規定し、必要な成果を達成するために処理できることを保証します。
- サプライヤーは、部品の有効期限と保管に関する製造元の推奨事項に従う必要があります。これらの推奨事項から逸脱する場合は、**BorgWarner** の承認が必要です。
- そのような場合、部品が使用に適していることを確認するために、検証計画を提出し、合意し、実行する必要があります。

18.9 取り扱いと ESD 保護

- サプライヤーは、**ANSI S20.20** に基づく **ESD** 制御システムを実装する必要があります。もしくは同等の規格を適用する場合は、**BorgWarner** と合意する必要があります。
- サプライヤーは、必要な品質レベルを達成するために、製造元が指示したすべての部品の包装、取り扱いおよび **ESD** 要件に加えて、工程内取り扱い要件に従う必要があります。

18.10 CBA ツールの条件

PCB および PCB アセンブリで使用されるすべてのツールは、ひずみレベルが許容範囲内（**IPC-9704** で定義）であることを確認するために、使用前に検証する必要があります。**BorgWarner** と別段の合意がない限り、ひずみレベルの限界値は $500 \mu \varepsilon$ です。

18.11 製品寿命中のソフトウェアに関する義務

ソフトウェア部品のサプライヤーは保証義務があり、スペア部品の期間を含む製品ライフサイクルの全体にわたって、ソフトウェアの修理とパッチ、および新しいバージョンの提供またはアップデートを行います。

ソフトウェアの品質保証プロセス

- 製品関連ソフトウェア、またはソフトウェアが組み込まれた製品のサプライヤーは、要求に応じて、製品のソフトウェア品質保証プロセスの実装と保守の証明を提供するものとします。
- 製品関連ソフトウェアのサプライヤーは、ソフトウェア開発フェーズの前、最中、後に類似製品について、「**ASPICE 報告書**」または「**ASPICE 自己評価**」を受けることに同意します。
- **ASPICE レベル 2** は、**SOP** の前に実行する必要があり、ライトハウスプロジェクトは、評価の見積もりに使用できません。
- ソフトウェア開発およびサポートプロセス（要件や構成管理システムなど）に使用されるすべてのツールは、自動車業界で使用するために認定を受ける必要があります。**ASIL** 関連製品に使用されるツール、ソフトウェアおよびハードウェアは、**ISO 26262** 規格を満たす必要があります。

ライセンスソフトウェアを含む、BorgWarner のソフトウェア使用权

「使用」という用語には以下の権利が含まれます。

- 他の製品用にソフトウェアまたはその一部をコンパイルする権利を含め、利用可能なすべてのシステムでソフトウェアをコピー、インストール、転送、保存、ロード、テスト、または実行すること。
- 他のソフトウェアまたは **BorgWarner** 製品（以下、「製品」）と組み合わせて使用することを目的としたハードウェアにソフトウェアを結合、統合、または埋め込みをすること（ただし、製品が **BorgWarner** 内で開発されない場合も含まれます）。
- ソフトウェアのキャリブレーション、構成、パラメータの設定をすること。
- **BorgWarner** 製品の一部として、またはデモ用に **BorgWarner** 製品と一緒にソフトウェアを使用すること。
- **BorgWarner** は、バックアップだけでなくコピーを作成する権利を有します。

特定のハードウェアにひも付けられたソフトウェアを使用するサプライヤーの義務

- ソフトウェアは特定のハードウェアでのみ使用されるか、特定のハードウェアと接続してのみ使用されるものとします。
- ソフトウェアサプライヤーは、必要に応じて、ソフトウェアをハードウェアにロード、インストール、実行するために、追加のソフトウェアを提供する必要があります。

ソフトウェアの文書

取扱説明書を含むサプライヤーから提供されたすべての文書について、**BorgWarner** は以下のことを行う権利を有します。

- 使用
- 複製（デジタルも含む）、コピー、再印刷、スキャン

- 翻訳
- 変更
- 配布
- その他処分

サブライセンス

BorgWarner は、ライセンスソフトウェアおよび対応する文書について、「認定サードパーティ」にサブライセンスを付与する権利を有します。BorgWarner は、次の権利を有します。

- a) 全ての BorgWarner および/または顧客プロジェクトに関連してライセンスソフトウェアを使用する権利。
- b) システム開発者/インテグレーターなどのような責任者として、ライセンスソフトウェアを BorgWarner または顧客の他の製品と組み合わせて開発、結合、統合する権利。
- c) ライセンスソフトウェアを使用する権利を必要とする第三者と協力して、BorgWarner 製品の修理、メンテナンス、または同様のサービスを提供する権利。
- d) a)～c)には、BorgWarner 製品の一部としてライセンスソフトウェアを使用、販売または配布する権利を必要とする、BorgWarner の顧客および/または顧客の関連会社も含まれます。
- e) a)～d)この権利には、対応する権利をエンドユーザーに付与する権利も含まれません。

保証期間中の義務

保証期間中、サプライヤーは、個別の取引契約で書面により明示的に合意されていない限り、個別の報酬を得る権利なしに BorgWarner に以下のサービスを提供するものとします。

- a) 回避策
- b) エラー訂正
- c) 修正とパッチ
- d) アップデート
- e) a)～d) 重大なエラーと誤動作の修正
- f) ライセンスソフトウェアおよびライセンスソフトウェアによって使用されるサブコンポーネントの、一般に利用可能なすべての新しいバージョンまたはアップデート
- g) エラー制限に関してだけでなく、必要なすべての情報
- h) エラー訂正および/またはエラー環境
- i) 電話または E メールによる技術サポート

ソースコード

ライセンスソフトウェアのソースコードが BorgWarner に提供されない場合、サプライヤーは、BorgWarner の要求に応じて、またはサプライヤーの所有権の変更または倒産の場合に、ソースコードのエスクロー契約を締結し、BorgWarner の利益のために BorgWarner が選択する評判の高い寄託機関にソースコードを寄託するものとします。

19 サプライヤーマニュアル改訂履歴

改訂	日	改訂項&変更の詳細	著者/編集者
1	2006年8月23日	配布の承認&リリース	K. Heberling
18	2020年7月10日	改訂箇所：セクション18.2、18.4 追加要件：腐食しやすい電極は使用できないこと/ PCB認定および試験要件	J.Koo
21	2020年8月18日	6.9.1 コンテインジェンシー計画の改訂	J.Koo
22	2020年8月18日	9.4.3 サプライヤーの運用計画要件を「稼働率要件の達成」に追加	J.Koo
23	2021年3月5日	1.1 ミッションと1.2 BorgWarnerの信念を更新	J.Koo
24	2021年3月16日	改訂箇所：第9.1.1項、第9.1.3項、第9.4.3項、第9.5.1項、第9.7.3項 9.3.2 OTSを追加	P. Arturo
25	2021年5月25日	セクション6.1.1（「機密保持契約」などを追加） および18.11.2を改訂	J.Koo
26	2023年2月21日	セクション4、6、9、11、13を改訂：欧州サプライチェーン指令、ESG（環境・社会・ガバナンス）の要件を追加。簡略化された番号体型でマニュアルを再構成。	サプライヤー開発委員会
27	2023年8月9日	セクション4を改訂：ESG（環境・社会・ガバナンス）の要素を追加	サプライヤー開発委員会
28	2025年3月5日	セクション3、4、5：現行のビジネス慣行に合わせた追加と削除 セクション6.1/6.3/6.7：サステナビリティに関するコメントの追加、MBEの調整、請求明細の詳細な説明を削除 セクション9.7：能力に関する具体的な記述を削除、セクション9.8：CPM発行理由、不具合処置の明確化、セクション9.9：費用請求の明確化 セクション9.12.1、9.13、9.14、9.14.1を追加：サイバーセキュリティ/情報保護関連 セクション12.1：強化された防錆対策に関する説明の追加	サプライヤー開発委員会

		<p>セクション13.4 : OPOポイント、M2030およびCO2に関するコメントの追加</p> <p>セクション13.5 : スコアカードの新しいスコアリング基準でSAQを更新</p> <p>セクション13.6 : APQPおよびPPAPポイントを連動させないというスコアリング変更を反映させた更新</p> <p>セクション15 : 古いセクション15.1/15.2のEASL情報を削除</p> <p>セクション18.12/18.13 : 削除してセクション9の下に移動</p>	
--	--	---	--

付録:

A-1 頭字語&省略語

3-D	3Dレポート (8-Dレポートの最初の3ステップ)
5-D	5Dレポート (8-Dレポートの最初の5ステップ)
8-D	8Dレポート
AECQ	Automotive Electronics Council – Qualification
AIAG	Automotive Industry Action Group (全米自動車工業会)
AIF	年次改善要因
ANSI	American National Standards Institute (米国国家規格協会)
APQP	製品品質事前計画
ASIL	Automotive Safety Integrity Level
ASPICE	Automotive Software Performance Improvement and Capability Determination
BU	事業部門
CAMDS	China Automotive Material Data System
CCC	China Compulsory Certification
CCEE	China Commission for Conformity Certification of Electrical Equipment
CCIB	China Commodity Inspection Bureau
CPM	購入品に関するクレーム
D&B	Dunn & Bradstreet
DIN	ドイツ工業規格
DFMEA	設計FMEA
EPC	先行量産品および初期流動品管理
ESD	静電気放電
eRFQ	電子見積り依頼
eSCR	電子サプライヤー変更要請
FIFO	先入れ先出し
FMEA	故障モード影響解析
GADSL	Global Automotive Declarable Substance List http://www.gadsl.org
GSM	グローバルサプライマネージメント
IATF	International Automotive Task Force (国際自動車産業特別委員会)
IMDS	International Material Data System

(<http://www.mdssystem.com/index.jsp>)

IPC-A	Institute of Printed Circuits – Acceptability
IPC-TM	Institute of Printed Circuits – Test Methods
ISO	International Organization for Standardization (国際標準化機構)
ISF	Importer Security Filing
REACH	Registration, Evaluation, Authorization of Chemicals (化学物質の登録、評価、認可および制限) (http://www.acea.be/index.php)
RFQ	見積り依頼
ROHS	Restriction of the use of certain hazardous substances (特定有害物質使用制限) http://ec.europa.eu/environment/waste/weee/index_en.htm
R&R	繰り返し性と再現性
SAE	Society of Automotive Engineers (アメリカ自動車技術者協会)
SAQ	サステナビリティ評価質問票
SG&A	販売、全般および管理
SOP	量産開始
SPC	統計的工程管理
VDA	Verband der Automobilindustrie (ドイツ自動車工業会)
ISMS	情報セキュリティマネジメントシステム

A-2 フォーム

フォーム番号	フォーム名	ファイル名
GSM-F001	BorgWarnerサプライヤー調査票	GSM-F001 BorgWarner Supplier Questionnaire.doc
GSM-F002	テクニカルサイト評価	GSM-F002 Technical Site Assessment.xls
GSM-F004	We Are Readyフォーム	GSM-F004 We Are Ready Review.xls
GSM-F005	サプライヤーPPAPチェックシート	GSM-F005 Supplier PPAP Check Sheet.xls
GSM-F007	8-Dレポート	GSM-F007 8-D Problem Solving Form.xls
GSM-F009	CS2評価フォーム/チャート	GSM-F009 CS2 Assessment Form – I - Chart.xls
GSM-F012	梱包仕様書	GSM-F012 Packaging Form.xls
GSM-F013	C-TPATサプライヤーステータスフォーム	GSM-F013 C-TPAT Supplier Status.doc
GSM-F017	試作品サンプル提出フォーム	GSM-F017 Prototype Samples Submission Form.xls
GSM-F018	先行量産品および初期流動管理フォーム	GSM-F018 Early Production Containment Commitment.doc
GSM-F023	実行性決定フォーム	GSM-F023 Feasibility Commitment Form
GSM-F024	パススルー特性フォーム	GSM-F024 Special - Pass Through Characteristics Form
GSM-F025	サプライヤー工具チェックリスト	GSM-F025 Supplier Tooling Checklist

GSM-F026	サプライヤー工具データ	GSM-F026 Supplier Tooling Data
GSM-F027	サブサプライヤーマトリクス	GSM-F027 Sub-Supplier Matrix
GSM-F028	能力分析プロセス	GSM-F028 Capacity Analysis Process
GSM-F029	迅速なプラント評価	GSM-F029 Rapid Plant Assessment
GSM-F030	企業向け贈収賄防止デューデリジ ェンス質問票	GSM-F030 Anti-Bribery Due Diligence Questionnaire for Companies
GSM-F033	清浄度監査フォーム	GSM-F033 Cleanliness Audit Form